



2018年度
見直そう！“伝わる日本語”推進運動
活動報告書（資料編）

2019年3月

町田市政策経営部経営改革室

資料編：各課の取組事例一覧

- 事例 1 (職員向け) 短期の介護休暇の案内【職員課】
- 事例 2 平成 31 年度市民税・都民税申告のお知らせ【市民税課】
- 事例 3 新しい住所地での手続き通知【市民課】
- 事例 4 住民票の異動について(通知)【市民課】
- 事例 5 町内会・自治会の加入促進【市民協働推進課】
- 事例 6 生活援護制度の説明(ホームページ)【生活援護課】
- 事例 7 要介護保険認定調査のお知らせ【介護保険課】
- 事例 8 介護保険認定申請書(様式)【介護保険課】
- 事例 9 保育園入園希望者向けのお知らせ【保育・幼稚園課】
- 事例 10 市内事業者向けのセミナーチラシ【産業政策課】
- 事例 11 新しいごみ焼却施設等建設工事のお知らせ【循環型施設整備課】
- 事例 12 (児童向け) 清掃工場建替えのお知らせ【循環型施設整備課】
- 事例 13 新しいごみ焼却施設等建設工事説明会のお知らせ【循環型施設整備課】
- 事例 14 2018 年度就学援助制度のお知らせ【学務課】
- 事例 15 町田市民文学館「谷田昌平展」のチラシ【図書館文学館】

見直し前事例

短期の介護休暇【有給】

【参照】町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程
地方公務員法第24条第5項

● 概要

職員の配偶者（内縁関係を含む）または2親等内の親族で、疾病・負傷または老齢により日常生活を営むことに支障があり、2週間以上にわたり介護を必要とする1つの継続する状態にある者（要介護者）の介護や通院等の付き添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行や、そのほか必要な世話をを行うために、勤務しないことが相当であると認めるときは、一の年度において必要と認める期間のうち1日・半日または1時間を単位に、年度当たり5日を限度として休暇（有給）を申請できます（職員が複数の要介護者を介護する場合は10日を限度）。要介護者の必要な世話に該当するか確認したい場合は、職員課人事係へ相談して下さい。

短期の介護休暇の付与日数は、申請時点の要介護者の人数で判断します。対象となる要介護者が2人以上の場合、同一の要介護者の介護のために一年度10日の休暇申請をすることもできます。

- ① 1時間を単位とした短期の介護休暇は、7時間45分を1日に換算します。

(請求例)

月・日	時間	日数	時間	分	累計		
∫	前後	日	時間	分	日	時間	分
					4	6	
11・11	前後	日	時間	分	日	時間	分
					5		
					1	1	15

- ② 残日数（分単位を含む）をすべて使用する場合は、分単位の使用も可能です。

(請求例)

月・日	時間	日数	時間	分	累計		
∫	前後	日	時間	分	日	時間	分
					4	6	
11・11	前後	日	時間	分	日	時間	分
					5		
					1	45	5

- ③ 半日の申請は、4日と3時間45分まで可能です。半日の申請により、4日と3時間45分を超える場合に限り、その半日を4時間とみなします。

(請求例)

月・日	時間	日数	時間	分	累計		
∫	前後	日	時間	分	日	時間	分
					4	2	45
11・11	前後	日	時間	分	日	時間	分
		0.5			4.5	2	45
12・12	前後	日	時間	分	日	時間	分
					5		
					1		

4.5日と2時間45分+1時間
=4日と6時間45分+1時間
=4日と7時間45分
=5日

● **申請方法（庶務事務）**

庶務事務システムの「短期の介護休暇」から要介護者の状態等申出書（決裁責任者の確認印は不要）を添付（通院の場合は初回のみ）のうえ、申請して下さい。庶務事務システムの入力手順は、各申請画面の右上にある「ヘルプ」を参照して下さい。

● **申請方法（庶務事務なし）**

休暇等の申請簿の「短期の介護休暇」欄に所定事項を記入し、要介護者の状態等申出書を添付して、決裁責任者に付与日数を記入してもらうとともに決裁を受けます。要介護者が複数いる場合は1枚の要介護者の状態等申出書にまとめて記入することもできます。その場合は、要介護者の状態等申出書の「1 要介護者に関する事項」及び「2 要介護者の状態」の欄に1人目の要介護者の状態を記入するとともに、2人目の要介護者の状態を備考欄に詳しく記入して下さい。

日頃より市政にご協力いただきましてありがとうございます。今回、市民税・都民税の申告が必要となる可能性のある方を対象に市民税・都民税申告書をお送りしましたので、下記「**申告が必要な方**」に該当する方は、3月15日までに申告いただきますようお願いいたします。

万一、申告の必要がない方に届いた場合はご容赦ください（この案内は平成29年12月28日現在で作成しています）。

● 市民税・都民税とは

市区町村民税、都道府県民税のことで、地域社会の費用をできるだけ多くの方の住民の方に負担していただくために、1月1日現在、住所を有する市区町村が市区町村民税と都道府県民税を併せて課税します。

市民税・都民税の税額は、勤務先や日本年金機構等からの報告書、所得を得た本人が提出する確定申告書や市民税・都民税申告書等に基づき、前年の所得に応じて計算されます。

● 市民税・都民税の申告について

申告が必要ない方

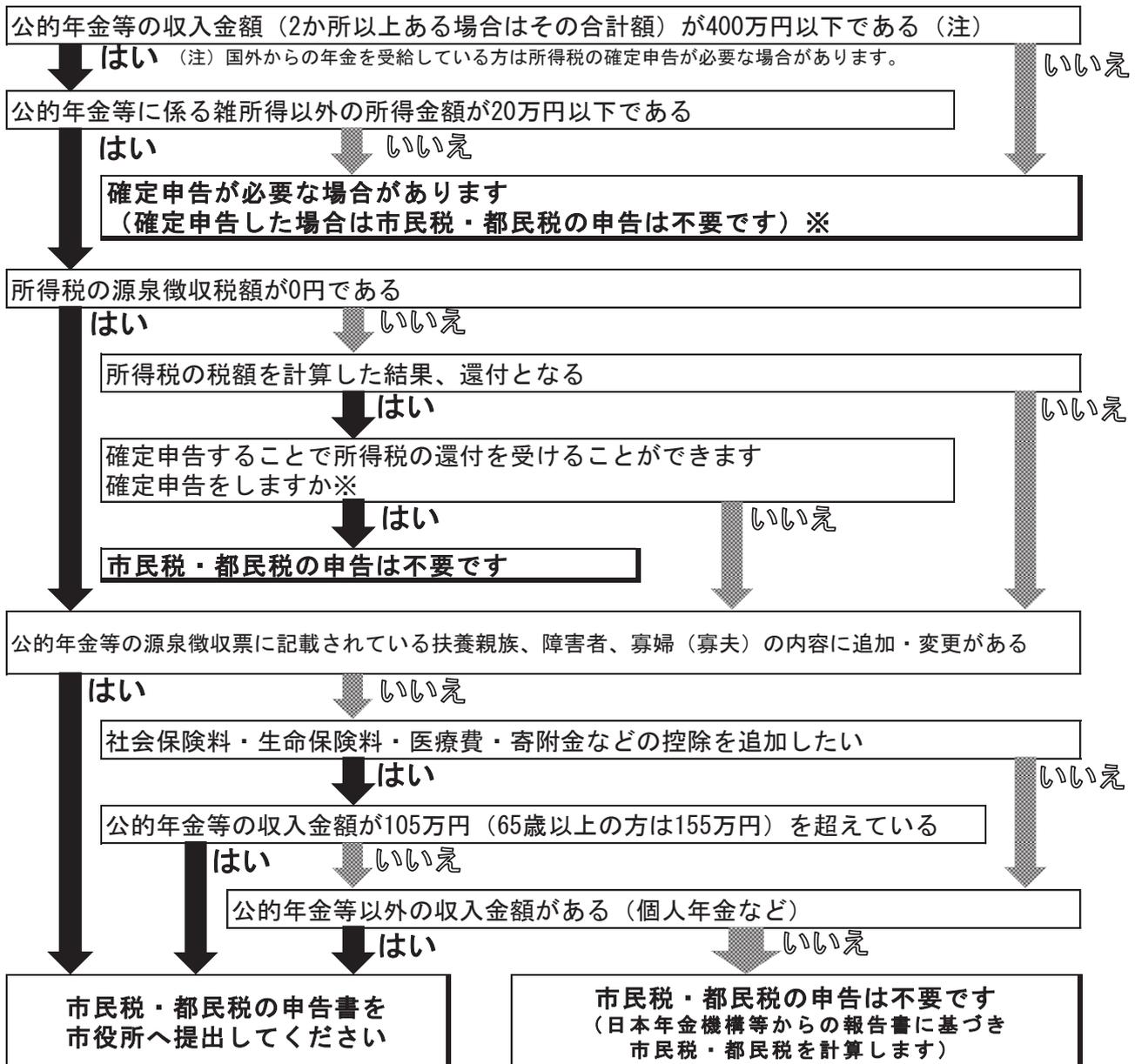
① 税務署に確定申告書を提出する方（裏面「● 税務署への所得税の確定申告について」参照）

② 前年中の所得が給与所得、公的年金等に係る雑所得のみの方で、勤務先又は日本年金機構等から支払報告が町田市に提出されている方（支払報告に含まれない各種控除の適用を受けようとする方は除きます。）

申告が必要な方

上記「申告が必要ない方」以外の方は、**前年中の所得の有無にかかわらず**、原則、申告が必要です（市民税・都民税申告は税額の算定のほか、国民健康保険税額の算定や軽減、非課税証明書の発行等、市の各種サービスの資格判定などにも幅広く使われますので必ず申告してください。）

公的年金等の収入のある方（遺族・障害年金を除く）は、以下のフローチャートで市民税・都民税申告の要否を確認してください。



※所得税の確定申告については町田税務署（042-728-7211）にお問い合わせください。

● **税務署への所得税の確定申告について**

次の方は税務署へ所得税の確定申告が必要な場合があります。

- ① 給与の年間収入金額が 2,000 万円を超える方
- ② 給与（年末調整又は所得税の源泉徴収がされているもの）を 1 か所から受けていて、給与所得・退職所得以外の所得の金額の合計額が 20 万円を超える方
- ③ 年末調整されなかった給与収入と給与所得、退職所得以外の所得の金額の合計額が 20 万円を超える方
※給与収入の合計額から、所得控除の合計額（雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を除く）を差し引いた金額が 150 万円以下で、さらに給与所得、退職所得以外の所得の金額の合計額が 20 万円以下の方は申告不要です。
- ④ 公的年金等の収入が 400 万円を超える方、又は 400 万円以下でも公的年金等に係る雑所得以外の所得が 20 万円を超える方（国外からの年金を受給している方は確定申告が必要な場合があります。）
- ⑤ 所得税の還付を受けられる方 等

● **マイナンバー(個人番号)の記載について**

昨年度（平成 29 年度）の市民税・都民税申告から、申告書に個人番号の記載が必要となるとともに、個人番号を適切に扱うため、申告書を提出される際に、本人確認をさせていただきます。

本人確認は、正しい個人番号であることを確認する「番号確認」と、申告者が個人番号の正しい持ち主であることを確認する「身元確認」の 2 点を行います。

申告書提出の際に提示していただく本人確認書類の組み合わせは以下のとおりです。

※本人確認書類は代理人が申請する場合の「番号確認書類」を除き原本の提示が必要です。また、郵送の場合には必要書類の写しを添付してください。

※納税証明書等、市税証明書交付申請時の本人確認とは異なります。

- ① 本人が申告書を提出する場合（「番号確認書類」と「身元確認書類」の両方）

番号確認書類（いずれか 1 点）
マイナンバーカード（個人番号カード）・通知カード・マイナンバー（個人番号）が記載された住民票の写し
身元確認書類（①、②、③のいずれか）※番号確認書類の氏名・住所又は氏名・生年月日が記載されたもの
①【顔写真付きの次の書類のうち 1 点】 マイナンバーカード（個人番号カード）・運転免許証・運転経歴証明書・パスポート・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳・在留カード・特別永住者証明書・税理士証券・官公署発行の資格証明書・戦傷病者手帳
②【顔写真のない次の書類のうち 1 点】 公的医療保険の被保険者証・年金手帳・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書・町田市から発行された申告者本人の氏名が印字された市民税・都民税申告書
③【顔写真のない次の書類のうち 2 点】 官公署発行の資格証明書・国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書・納税証明書・印鑑登録証明書・戸籍の附票の写し・住民票の写し・納税通知書・特別徴収税額通知書

- ② 代理人が申告書を提出する場合（「番号確認書類」、「身元確認書類」及び「代理権の確認書類」の全て）

番号確認書類（本人のもので次のいずれか 1 点）
マイナンバーカード（個人番号カード）・通知カード・マイナンバー（個人番号）が記載された住民票の写し
身元確認書類
代理人が個人の場合（代理権確認書類の氏名・住所が記載された代理人のもので①、②のいずれか）
①【顔写真付きの次の書類のうち 1 点】 マイナンバーカード（個人番号カード）・運転免許証・運転経歴証明書・パスポート・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳・在留カード・特別永住者証明書・税理士証券・官公署発行の資格証明書・戦傷病者手帳
②【顔写真のない次の書類のうち 2 点】 公的医療保険の被保険者証・年金手帳・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書・官公署発行の資格証明書・国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書・納税証明書・印鑑登録証明書・戸籍の附票の写し・住民票の写し・納税通知書・特別徴収税額通知書
代理人が法人の場合（代理権確認書類の名称・所在地が記載された次のもの）
登記事項証明書・印鑑登録証明書・納税証明書のいずれか 1 点と当該法人と窓口に来られた方の関係を証する書類
代理権の確認書類（①、②、③、④のいずれか）
① 申告者本人の署名及び押印のある委任状（任意代理人の場合）
② 戸籍謄本又は登記事項証明書（法定代理人の場合）
③ 税務代理権限証書（税理士の場合）
④ 申告者本人に発行された次の書類のうち 1 点 <ul style="list-style-type: none"> ・官公署が発行した申告者本人しか持ち得ない書類（保険証、身体障害者手帳等） ・町田市から発行された申告者本人の氏名が印字された市民税・都民税申告書 ・申告書に添付される書類で申告者本人のもの（源泉徴収票、納税通知書等）

こちらでは、各種控除等についてご説明しています。(③～⑧は申告書の番号に対応しています)

③本人対象の控除

●寡婦(寡夫)控除 (控除額：表1)

寡婦	控除額
①あなたが夫と死別後再婚していない方(又は夫の生死不明な方)で、合計所得金額が500万円以下の場合	控除額26万円
②あなたが夫と死別・離別した後再婚していない方(又は夫の生死不明な方)で、生計を一にする総所得金額等が38万円以下の子、又は扶養親族がいる場合	
③寡婦のうち、扶養親族である子を有し、合計所得金額が500万円以下の場合(特定の寡婦)	控除額30万円
寡夫 あなたが妻と死別・離別した後再婚していない方(又は妻の生死不明な方)で、総所得金額等が38万円以下の子と生計を一にし、合計所得金額が500万円以下の場合	控除額26万円

●勤労学生控除

あなたが大学、高校、各種学校の学生又は生徒で、自己の勤労に基づく給与所得等があり、合計所得金額が65万円以下の場合に受けられる控除です。但し、勤労によらない所得(不動産、利子、配当、譲渡等)が10万円を超える場合は対象となりません。(控除額26万円)

●障害者控除 (控除額：表2)

①身体障害者手帳(3級以下)、愛の手帳(療育手帳)(3度以下)、精神障害者保健福祉手帳(2級以下)の交付を受けている場合等＝普通障害者	控除額26万円
②身体障害者手帳(1・2級)、愛の手帳(療育手帳)(1・2度)、精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている場合等＝特別障害者	控除額30万円

障害者手帳が交付されていなくても、65歳以上で身体障がい者又は知的障がい者に準ずると福祉事務所の認定を受けている(町田市高齢者福祉課にて「障害者控除対象者認定書」が発行されている)方等は控除の対象になる場合があります。

④所得控除

●医療費控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者及びその他の親族のために、あなたが平成29年中に支払った医療費又は特定一般用医薬品等購入費が一定額を超えた場合に対象となる控除です。「従来の医療費控除」と「セルフメディケーション税制に係る控除」は、いずれかを選択することとなります)

従来からの医療費控除(限度額200万円)

控除額＝(医療費)－(保険金等で補てんされる金額)－(10万円又は総所得金額等の5%のいずれか少ない方の金額)
セルフメディケーション税制に係る控除(限度額8万8千円)

控除額＝(特定一般用医薬品等購入費)－(保険金等で補てんされる金額)－(1万2千円)

●社会保険料控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者及びその他の親族が負担することになっている介護保険料※、国民健康保険税(料)※、後期高齢者医療保険料※、国民年金保険料等をあなたが平成29年中に支払った場合にその支払った全額が控除されます。 ※あなた以外に年金から引き落としされている支払分は除く。

●小規模企業共済等掛金控除

あなたが小規模企業共済法による共済契約の掛金、心身障害者扶養共済制度の掛金や確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金を平成29年中に支払った場合にその支払った全額が控除されます。

●生命保険料控除 (控除額：表3)

あなたやあなたと生計を一にする配偶者及びその他の親族が受取人になっている生命保険契約等で、あなたが平成29年中に支払った一般の生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料(介護医療保険料は平成24年1月1日以後契約分)に対して、下記の金額が控除されます。(上限7万円)

新契約	支払保険料	控除額	旧契約	支払保険料	控除額
	～12,000円	支払保険料全額		～15,000円	支払保険料全額
12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円	15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円		
32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円	40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円		
56,001円～	28,000円	70,001円～	35,000円		

新契約：平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約・個人年金保険契約・介護医療保険契約

旧契約：平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約・個人年金保険契約

※一般の生命保険料控除と個人年金保険料控除について、新契約と旧契約の両方を契約されている方は、各控除ごとに、①新契約のみ、②旧契約のみ、③新旧両契約合算の3通りのいずれかで申告を選択できます。(③を選択される場合は、新契約と旧契約それぞれで計算した控除額の合計額が申告額となりますが、限度額は28,000円です。また、②旧契約のみの方が控除額が高くなる場合があります)

●雑損控除

あなたや平成29年分の総所得金額等が38万円以下の配偶者及びその他の親族で生計を一にする方が有する資産について盗難、災害、横領等による損失が生じた場合に対象となる控除です。

控除額＝次の①②のうちいずれか大きい額 損失金額－保険金等で補てんされる金額＝差引損失額
①差引損失額－(総所得金額等×10%) ②差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円

④所得控除

●地震保険料控除(控除額：表4)

あなたが平成29年中に支払った地震保険料・旧長期損害保険料(平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料又は掛金)に対して下記の金額が控除されます。

①	支払った保険料の区分	控除額		
	地震保険料等に係る契約のすべてが地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等に該当する場合	その年中に支払った地震保険料の1/2(限度額25,000円)	～5,000円	支払った保険料の全額
②	地震保険料等に係る契約のすべてが長期損害保険契約等に該当する場合	旧長期損害保険料の金額の合計額	5,001円～15,000円	支払った保険料の合計額×1/2+2,500円
			15,001円～	10,000円
③	地震保険と旧長期損害保険それぞれに加入している場合	①と②それぞれの方法で計算した金額の合計額(限度額25,000円)		
④	一つの損害保険契約で地震保険と旧長期損害保険のいずれにも該当する場合	地震保険料控除と旧長期損害保険料控除のどちらか一方を選択して計算した控除額(限度額25,000円)		

⑤扶養親族等

●配偶者控除・扶養控除

あなたが、配偶者や16歳以上の親族を扶養していた場合に受けられる控除です。扶養されていた方の合計所得金額が38万円以下(給与収入のみなら103万円以下、公的年金収入のみの場合は65歳未満では108万円以下、65歳以上では158万円以下)であることが必要です。

- 配偶者(控除額33万円)、老人配偶者(控除額38万円。70歳以上(昭和23年1月1日以前生まれの方))
- 一般扶養(控除額33万円) 16歳以上19歳未満(平成11年1月2日～平成14年1月1日生まれの方) 23歳以上70歳未満(昭和23年1月2日～平成7年1月1日生まれの方)
- 老人扶養(控除額38万円) 70歳以上(昭和23年1月1日以前生まれの方)
- 特定扶養(控除額45万円) 19歳以上23歳未満(平成7年1月2日～平成11年1月1日生まれの方)
- 同居老親等(控除額45万円。あなたやあなたの配偶者が、老人扶養親族である直系の尊属(父母・祖父母等)と常に同居している場合に受けられる控除です。)

●16歳未満の扶養親族 ※控除額はありません。

16歳未満(平成14年1月2日以降生まれの方)

●配偶者特別控除(控除額：表5)

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が38万円超76万円未満の場合に受けられる控除です。

●障害者控除

扶養親族が障害者控除の対象となる場合は本人対象の控除と同様の控除が受けられます。(③本人対象の控除：表2参照)なお、扶養親族が特別障害者であつた又はあなたと生計を一にする他の親族と同居を常況としている場合は、53万円の控除が受けられます。(同居特別障害者控除)

表5

配偶者の合計所得	控除額	配偶者の合計所得	控除額
380,001円～449,999円	33万円	650,000円～699,999円	11万円
450,000円～499,999円	31万円	700,000円～749,999円	6万円
500,000円～549,999円	26万円	750,000円～759,999円	3万円
550,000円～599,999円	21万円	760,000円～	0円
600,000円～649,999円	16万円		

⑥寄附金に関する事項

あなたが平成29年中に年間2千円を超える寄附(控除の対象となる寄附先に限る)をした場合、税額から控除されます。

- 控除の対象となる寄附先は、①都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)、②住所地の都道府県共同募金会、住所地の日本赤十字社の支部、③都道府県又は④市区町村が条例で指定した団体(学校法人・社会福祉法人等)です。 ※東日本大震災等の日本赤十字等の募金団体への寄附金の場合でも、最終的に地方公共団体等へ拠出される場合は、ふるさと納税(①)に該当する場合があります。該当するかどうかは各募金団体へ確認してください。
- ※②の寄附金については、寄附の種類によって控除額が異なります。

控除額a＝(寄附金の合計額と総所得金額等の30%のいずれか少ない方の金額－2千円)×控除率10%(市民税6%、都民税4%) ※ただし、都又は市の一方のみが条例で指定した団体への寄附については、該当する一方の控除率のみを適用

【ふるさと納税】上記控除額aに下記の特例控除額が加算されます。
特例控除額b＝(地方公共団体への寄附金額－2千円)×[90%－(0～40%(寄附者に適用される所得税の限界税率))×1.021(復興特別所得税率)](市民税・都民税の所得割額の20%を限度)

⑦住宅借入金等特別税額控除に関する事項

平成21年から平成29年末までに入居し、平成29年分の所得税において住宅借入金等特別控除の適用を受けている方で、かつ所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額がある方は下記の額が税額から控除されます。

- 住宅借入金等特別税額控除の計算方法 ①と②のいずれか少ない方の金額
- ①「所得税の住宅借入金等特別控除額」－「平成29年分の所得税額(住宅借入金等特別控除前)」
- ②平成29年の所得税における「課税総所得金額」「課税退職所得金額」「課税山林所得金額」の合計額の5%(97,500円が限度) ※平成26年4月以降に入居し、かつ消費税率8%が適用された住宅取引の場合は7%(136,500円が限度)

⑧配当割額控除額

- 平成29年中に配当割(税率5%)が特別徴収された特定配当等について申告した場合は、特別徴収された配当割(5%)を税額から控除又は充当・還付します。

町田市から転出される方へ・・・

新しい住所に住み始めた日から14日以内に
転出先の市区町村で転入の手続きをしてください。

●転入の手続きには、次のものがが必要です。

- 町田市からの転出証明書
- 本人確認書類
- 通知カード または マイナンバーカード
- 住民基本台帳カード（お持ちの方）
- 在留カード または 特別永住者証明書（外国人の方）
- 印鑑

●14日を過ぎてしまっても転入の手続きはできますが、正当な理由なく手続きが遅れると、50,000円以下の過料の対象となる場合があります。
なるべく早く手続きをしてください。

●転出の手続きが済んだ方でも、町田市の住民票や印鑑証明書（登録カードをお持ちの場合）の発行は、転出日（異動年月日）の前日までできます。
ただし、この場合には、必ず転出証明書をお持ちください。

●マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードの継続利用の際は、カードの暗証番号が必要です。ただし、継続利用ができない場合もあります。

●転出後に本人以外の方が課税・非課税証明書、納税証明書等の税務証明書の交付申請をする際には必ず委任状が必要になります。

ご質問・お問い合わせは、町田市役所代表電話でお受けします。

町田市役所代表電話(受付時間:午前7時～午後7時)

042-722-3111(TEL)

042-724-5600(FAX)

5656@machida.call-center.jp(E-mail)

詳しい内容は、担当課におたずねください。

町田市役所 市民課 042-724-2123

忠生市民センター 042-791-2802

鶴川市民センター 042-735-5704

南市民センター 042-795-3165

なるせ駅前市民センター 042-724-2511

堺市民センター 042-774-0003

小山市民センター 042-798-1927

詳しい内容は、担当課へおたずねください。

	町田市でのお手続き	新住所地でのお手続き
通知カード (市民課)		記載内容の変更等がありますので、通知カードをご提示ください。
マイナンバーカード (市民課)	署名用電子証明書は、失効します。	継続利用の手続きが必要となりますので、転入日から14日以内かつ転出予定日から30日以内にマイナンバーカードをご提示ください。カード交付申請中だった方は再度申請手続きをしてください。
住民基本台帳カード (市民課)	電子証明書は、失効します。	継続利用の手続きが必要となりますので、転入日から14日以内かつ転出予定日から30日以内に住民基本台帳カードをご提示ください。
在留カード (市民課)		記載内容の変更等がありますので、在留カードをご提示ください。
特別永住者証明書 (市民課)		記載内容の変更等がありますので、特別永住者証明書をご提示ください。
印鑑登録 (市民課)	転出(予定)日をもって自動的に廃止になります。印鑑登録証(カード)は、お返しいただくか、破棄してください。	必要な方は、新たに登録の手続きをしてください。
国民健康保険 (保険年金課)	保険証及びその他各種医療証は、お返しください。 〒194-8520 町田市役所 保険年金課 保険加入係 宛	国民健康保険加入の手続きが必要です。
国民年金 (保険年金課)		受給者の方で受取口座を変更される場合は、手続きが必要です。
児童手当 (子ども総務課)	届出をしてください。 保護者のみ、お子様のみの転出でも手続きが必要です。	転出予定日の翌日から15日以内に届出をしてください。 保護者のみの転入でも手続きが必要です。
医療費助成 (子ども総務課)	届出をしてください。 保護者のみ、お子様のみの転出でも手続きが必要です。	届出をしてください。 お子様のみの転入でも手続きが必要です。 必要書類は、新住所地にご確認ください。
公立小中学校 (学務課)	今まで在学していた学校からお受け取りください。 ◎在学証明書 ◎教科書給与証明書	転入届出時にお持ちください。 ◎在学証明書 ◎教科書給与証明書
後期高齢者医療 (保険年金課)	後期高齢者医療証をお返しください。 〒194-8520 町田市役所 保険年金課 高齢者医療係 宛	後期高齢者医療の手続きが必要です。
介護保険 (介護保険課)	介護保険被保険者証をお返しください。 介護認定を受けている方は、介護保険受給資格証明書をお受け取りください。	介護認定を受けている方は手続きが必要です。転入日から14日以内に届出してください。 ◎介護保険受給資格証明書
125cc以下のバイクをお持ちの方 (市民税課)	ナンバープレート・標識交付証明書・所有者の印鑑をお持ちのうえ、廃車手続きを行い、廃車申告受付書をお受け取りください。	廃車手続きを済ませた方は、廃車申告受付書・所有者の印鑑をお持ちください。 町田市で廃車手続きをしないで新住所地で登録する方は、新住所地の担当課に直接お問い合わせください。
母子健康手帳		母子健康手帳はそのままお使いいただけます。都外へご転出の方は、町田市の妊婦健康診査受診票等は使用できなくなりますので、新住所地の担当課にご確認ください。

事例4 見直し前

住民票の異動について（通知）

町田市

様

平成 年 月 日

東京都町田市長 石 阪 丈 一

右記のとおり通知します。

実態調査の結果、あなたの居住確認ができませんでした。
つきましては、住所を変更されている場合は早急に住民票の異動手続きをしてください。また変更のない場合でも、ポストや玄関先にお名前が表示されていない、他の世帯と間違えられやすいなど、様々な原因が考えられますので、必ず下記までご連絡をお願いいたします。

1 届出期日

平成 年 月 日まで

2 届出に際して必要なもの

- ・国民健康保険証（加入者のみ）
- ・ご本人確認できる書類（運転免許証、パスポート、保険証など）

3 届出場所

- ・町田市役所市民課（市役所1階 102窓口）
- ・各市民センター（なるせ駅前・南・鶴川・忠生・堺・小山）

4 町田市外に転出し、来庁できない場合

郵送にて転出手続きができます。

①…申請書

同封の申請書、または便箋等に転出者氏名、生年月日、転出先住所、転出日（町田市から引越した日）、電話番号、町田での住所・世帯主、申請者の住所氏名を記載し、押印してください。

※転出日のご案内・・・平成 年 月頃

②…返信用封筒

82円切手を貼付して、送付先住所氏名を記載してください。

③…本人確認書類のコピー

④…①+②+③を用意し、下記まで送付してください。

なお、町田市内での転居手続きは郵送ではお取り扱いできません。

*この通知が行き違いになりました際はご容赦ください。

〒194-8580 町田市役所市民部市民課 担当

☎042-724-2123（直通）

(A)

住民票の異動について（再通知）

このことについて、平成 年 月 日付で通知しましたが、まだ住民票の異動手続がされておられません。早急に異動手続きをしていただきますようお願いいたします。

(該当住所)町田市

町田市

様

なお、下記期日までに届出がない場合、住民基本台帳法第8条の規定により、平成 年 月 日付であなたの住民票を削除いたします。

1 届出期日

平成 年 月 日まで

2 届出に際して必要なもの

- ・ 印鑑
- ・ 国民健康保険証（加入者のみ）
- ・ ご本人確認できる書類（免許証、保険証など）

3 届出場所

- ・ 町田市役所市民課（市役所1階）
- ・ 各市民センター（なるせ駅前・南・鶴川・忠生・堺・小山）

4 町田市外に転出し、来庁できない場合

郵送にて転出手続きができます。

①…申請書

同封の申請書、または便箋等に転出者氏名、生年月日、転出先住所、転出日（町田市から引越した日）、電話番号、町田での住所・世帯主、申請者の住所氏名を記載し、押印してください。

※転出日のご案内・・・平成 年 月頃

②…返信用封筒

82円切手を貼付して、送付先住所氏名を記載してください。

③…本人確認書類のコピー

④…①+②+③を封入し、下記まで送付してください。

なお、町田市内での転居手続きは郵送ではお取り扱いできません。

*この通知が行き違いになりました際はご容赦ください。

〒194-8580 町田市役所市民部市民課 担当

☎042-724-2123（直通）

平成 年 月 日

東京都町田市長 石 阪 丈 一

右記のとおり通知します。

(B)

安心して暮らせる住みよい豊かな町をみんなで作らしましょう！



町内会・自治会に入らしましょう。



いいこと
たくさん
まちだ

町内会・自治会が「地域」を支えています！



町田市には300を超える町内会・自治会があり、みんなですこすこ力を合わせて活動をしています。地域の一体感を感じることができるイベント、災害への備え、日々の生活を快適にするための取り組みなど、町内会・自治会は私たちにとってなくてはならない存在です！

一緒に力を合わせて、より良い「地域」を、そして、より良い「町田」を、実現していきましょう！

お問い合わせ

町田市町内会・自治会連合会

電話：042-722-4262

URL <http://machida-shiren.com/>

町田市市民部市民協働推進課

電話：042-724-4358

Mail：siminbu130@city.machida.tokyo.jp

あ！こんなところに町内会♪



お祭りやイベントには
子どもと一緒に参加してます！

訓練をしたり、
備蓄をしたり、
災害への備えも
バッチリ！



パトロールのお陰で、
安心できるね！



街や公園がいつもキレイで
快適に散歩ができるわ！

・このご案内（「加入希望書」）
は、町内会・自治会への加入の
方法が分からない、連絡先が分か
らないという皆様に、町内会・自
治会をご案内するための書類です。

・ご利用方法、ご案内の手順等、
詳細につきましては裏面をご確
認ください。

町田市市民部市民協働推進課



< キリトリ >

町内会・自治会加入希望書

年 月 日

下記のとおり、町内会・自治会への加入を希望いたします。

世帯主名			世帯人数	人
住所	町田市	電話	()	
通信欄	メールでの連絡を希望する場合はメールアドレスをご記入ください。 日中電話がつながりにくい方はご希望の時間帯を記入してください。			
<input type="checkbox"/> 裏面の「加入希望書の取り扱い」に同意いたします。 (口内にし点を記入)				

※電話番号は、連絡がつきやすい番号を記入してください。(携帯電話等)

町内会・自治会加入希望書について

【加入希望書とは】

- ・この「加入希望書」は、町田市（市民協働推進課）を通じて、町内会・自治会へお取次ぎをするための書類です。

【加入希望書の取り扱い】

- ・この希望書は、市内の町内会・自治会への加入を申し込むものではありません。
- ・お預かりした加入希望書の内容に基づいて、市民協働推進課でお住まいの地域を区域とする町内会・自治会をお調べし、連絡いたします。
- ・該当する町内会・自治会の代表者へも、「加入希望書」が提出されたことを情報提供しますので、ご連絡をお待ちください。
- ・お預かりした個人情報、市民協働推進課の町内会・自治会加入促進事業のみに使用します。

【加入希望書の提出先】

窓口：市民部市民協働推進課（町田市庁舎2階）、忠生市民センター、鶴川市民センター、南市民センター、なるせ駅前市民センター、堺市民センター、小山市民センター

郵送：〒194-8520 町田市森野2-2-22
町田市市民部市民協働推進課（町内会・自治会担当）

【お問い合わせ先】

町田市市民部市民協働推進課（町内会・自治会担当）
電話：042-724-4358 FAX：050-3085-6517
Mail：siminbu130@city.machida.tokyo.jp

受付窓口 受付印	市民協働推進課 受付印	区域確認	
		連絡	
備考			

※受付窓口→市民協働推進課へ

【市民協働推進課使用欄】

団体名		代表者名		代表者連絡先	
-----	--	------	--	--------	--

生活保護とは

更新日:2016年1月1日

生活保護は、病気や事故で働けなくなったり、離別や死別で収入がなくなったなど、何らかの原因によって生活に困っている人に対し、憲法25条の定める「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するとともに、一日も早く自分の力で生活できるように自立の助長を図る制度です。

この制度は生活に困窮する方が、利用することができる資産、能力、その他あらゆるものを生活維持のために活用することを要件として行なわれます。また、民法に定める扶養義務者(親族)からの援助を受けることや他の法律に定める扶助(年金・児童扶養手当等)は、すべてこの制度による保護に優先して行なわれるものになります。(生活保護法第4条 補足性の原則)

生活保護の申請をされた方については、担当者が調査を行い、保護基準に該当したとき、基準に応じた援助(基準と収入を比べて足りない部分の援助)を行います。

なお、保護を受給された方には、早く自分で生活ができるよう努めていただきます。

生活保護を受けるためには

(1) 能力の活用

働くことができる人は、その稼働能力に応じて可能な範囲で働いて収入を得るようにしてください。(主治医に医学的見地から就労の可否について確認をとる場合があります。)

(2) 資産の活用

土地・家屋、預貯金、生命保険、有価証券、高価な貴金属、車などは、原則として保有は認められていませんので、売却したり解約して生活費にあててください。(一部保有が認められているものもあります。)

(3) 扶養義務の履行

親子、兄弟などの扶養義務者から生活に支障がない範囲内で、できる限りの支援・援助をしてもらうようにしてください。

なお、ここでいう支援・援助とは、金銭や物品等の経済的援助の他、定期的な訪問や通院付き添い、一時的な子どもの預かりなどの精神的支援も含みます。(生活保護の申請後に、一定の範囲の親族に文書等で援助が可能かどうかの調査を行います。)

(4) 他制度(他法他施策)の活用

各種年金、手当、自立支援医療など、各種制度を利用できるものは全て利用してください。

生活保護受給の単位 (生活保護法第10条 世帯単位原則)

生活保護は世帯を単位として適用されますので、原則として同一の住居に住み、生計を一にしている方は全て同一世帯としてみなします。(生活保護は住民登録よりも生活実態を優先して判断します。)また、入院中の方や介護老人保健施設に入所されている方も同一世帯とみなします。

ただし、例外的な取り扱いもありますので、個々に事情がある場合はご相談ください。

保護を受けるにあたってはいけないこと

1. うその内容で保護の申請をすること。
2. 収入をごまかして申告したり、届け出を怠ったりすること。
上記のような場合、受けた保護・医療費等を返還していただき、生活保護の停・廃止になることがあります。また、法律により罰せられることもあります。

[目録 申請書一覧](#)
[施設一覧](#)
[メール配信](#)

便利メモ

[よくある質問と回答\(FAQ\)](#)
[市役所の課別業務案内](#)
[市庁舎案内](#)
[市へのお問い合わせ](#)

これにも注目

[生活保護課](#)
[生活にお困りの方はぜひご相談ください](#)
[生涯学習センターのご案内](#)
[市庁舎への交通アクセス](#)
[紙おむつ支給事業](#)

市政ノート

[町田市地域防災計画](#)
[多摩都市モノレール町田方面延伸促進](#)
[町田生きもの共生プラン](#)
[新たなごみの資源化施設建設](#)
[町田市便利なバス計画](#)
[町田市中心市街地整備構想](#)



生活保護の手続きの流れ

(1)相談

生活に困ったときは、まず生活援護課の相談担当にご相談ください。面接相談員がご家庭の事情や状況などをお聞きし、生活保護を含めその時点で適切と思われる制度や社会的資源等をご案内します。各種年金・手当等が受けられる場合は、その手続方法等についても説明します。

なお、他制度等を活用することで生活保護を受けなくても生活ができる場合は、そちらを優先してご案内する場合があります。

(2)申請

生活保護申請書及びその他申請に用意していただきたい書類(同意書・収入申告書・資産状況申告書・年金関係調書・扶養義務者の状況調及び家賃地代証明書など)を提出していただけます。(情報連携により省略できる書類もあります。)

※マイナンバー制度の通知カードまたは個人番号カードを必ず持参して下さい。

なお、保護の申請は、ご本人の他、扶養義務者又は同居の親族の方々が替わって行うことができます。入院中などやむを得ない理由で直接申請できないときは、病院等を通じて申請することもできます。

(3)調査

地区担当員が、あなたのお宅を訪問して生活に困っている状況や保護を受けるための要件が満たされているか否か調査を行います。生活保護の調査にあたっては、その制度上、個人的な秘密に関する事項までお話を伺う必要がありますので、ご了承ください。

また、申請時にいただいた書類をもとに関係機関(金融機関や保険会社等)への調査・照会を行います。(生活保護法第29条)

(4)決定

調査が終わると、あなたの世帯が生活保護を受けられるか(開始)、受けられないか(却下)を決定し、書面でお知らせします。調査期間は原則として概ね2週間ですが、事情によりそれ以上かかる場合もあります。

生活保護の受給が開始したら

生活保護制度は、最低限度の生活を保障する制度であると同時に、保護を受けずに自立した生活ができるように支援していく制度です。

生活保護を受けている間は、常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めてください。(生活保護法第60条)

生活援護課の担当員は、あなたの世帯の生活がより良いものになっていくように、生活保護がなくても生活していけるように、様々な指導や指示を行いますので、その指示には従ってください。(生活保護法第62条)

仕事がなかなか見つからない方は、就労支援員が求職のアドバイスをしますので、積極的に求職活動を行ってください。

関連情報

[地域福祉部 生活援護課](#)

課の業務案内です。

このページの担当課へのお問い合わせ

担当課: 地域福祉部 生活援護課

電話: 042-724-2134

FAX: 050-3101-1651

 [WEBでのお問い合わせはこちら\(専用フォームへのリンク\)](#)

より良いホームページにするために皆様のご意見をお聞かせ下さい

質問:このページの情報は役に立ちましたか。

役に立った 役に立たなかった どちらともいえない

質問:このページは見つけやすかったですか。

見つけやすかった 見つけにくかった どちらともいえない

認定調査にご協力ください



申請手続き完了後、1週間程度で、認定調査の日時をお約束するために、お電話します。



町田市

町田市が委託した調査員

お約束した日時は、メモに控えるなどして、お忘れにならないようにお願いします。

※認定調査には、町田市の調査員または市から委託を受けた町田市社会福祉協議会、町田市介護人材開発センター、居宅介護支援事業者等の調査員が伺います。

お家のなかにワンちゃんがいる場合は、ワンちゃんもご協力をお願いします。



調査中は自分のお部屋で待つように伝えてください。時間は大体30分～1時間程度です。

調査員が帰ったら、たくさん遊んであげてください。



裏面へ続きます



公正な認定調査が行えないと判断した場合は、その日の調査は中止して、後日、あらためて調査に伺うことがあります。ご承知おきください。



調査に協力
してもらえない



暴力行為



大声で怒鳴る



不当な要求

初めて認定申請された方へ

初めて要介護認定の申請をされた方の場合、原則として、申請を市役所で受け付けた日から結果が適用されますので、ご注意ください。

【例】

Aさんは、7月1日に、介護保険課の窓口で初めて要介護認定の申請をしました。その後、8月1日に要介護3という結果が届きました。



7月1日から要介護3となります。

ご不明な点等がありましたら、下記までお問い合わせください。

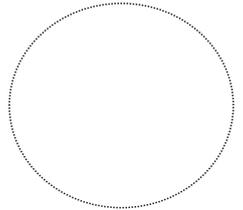
【問い合わせ先】

町田市いきいき生活部介護保険課認定係
電話 042-860-6875

事例 8 見直し前

個人番号

介護保険 認定申請書



申請日	年 月 日		町田市長 宛 次のとおり申請します。	
申請区分	新規 ・ 更新 ・ 区分変更 (いずれかに○をつけてください)			家族
被保険者本人	被保険者番号	000	現在の区分等	なし 要支援 (1・2) 要介護 (1・2・3・4・5)
	フリガナ			(有効期間 平成 年 月 日迄)
	氏名	(男・女)	生年月日	明・大・昭 年 月 日 (歳)
	住所	〒 - 電話番号 ()		
	現在の居所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 入所 <input type="checkbox"/> 自宅外	病院・施設名 所在地 〒 -	入院(所)期間 年 月 日～ 年 月 日(予定) 電話番号 ()
申請者	氏名	住所	〒 - 電話番号 ()	
調査連絡先	フリガナ氏名	続柄 ()		調査の同席 本人以外の方が認定調査に 1. 同席する 2. 同席しない (いずれかに○をつけてください)
	電話番号(日中連絡先)	() 自宅・勤務先 携帯電話・その他		
3か月以内に受診又は今後受診予定の医療機関等をご記入ください。医師への文書依頼及び手数料の支払いは市役所が行います。				
主治医	医療機関名	主治医氏名		() 科
	所在地	〒 - 電話番号 ()		
		最終受診日	平成 年 月	
※40歳から64歳の方(2号)のみ記入	特定疾病名	※ 医療保険被保険者証の写しも添付してください。		
提出代行者 (居宅介護支援事業者等) 名称・所在地	※ 提出者が本人又は家族の場合は記入の必要はありません。			
	印		電話番号 ()	担当者氏名 ()
申請理由	※ 新規申請又は区分変更申請の場合は申請理由をご記入ください。			
	区分変更の方は○をつけてください 1. 改善 2. 悪化 3. その他			
伝言欄	※ 何か伝言等がある場合はこちらにご記入ください。			
介護サービス計画又は介護予防サービス計画等の作成のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書等を町田市から高齢者支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者又は介護施設の関係人及び主治医意見書を記載した医師に提示することに同意します。 更新申請に限り 、申請から30日以内に認定がされない場合、現在の有効期間内であれば、認定延期通知の省略に同意します。				
本人氏名	代筆者氏名		(本人との関係:)	

★事務処理欄★ ※介護保険被保険者証をお持ちの方は添付してください

受付者名 ()	被保証回収 (有・無)	<input type="checkbox"/> 2号該当 医療保険被保険者証写し有
<input type="checkbox"/> コピー不要	<input type="checkbox"/> 特記事項	<input type="checkbox"/> 後見人有 登記事項証明書原本有

(6) 低年齢児保育

低年齢児のみの保育園等については下記のとおりです。

継続入園が可能な保育園等に在籍している方で、継続入園する必要がない場合には、退園届を提出していただきます。

保育園名	保育年齢	再申込み	備 考
敬愛桃の実保育園	0歳児から2歳児まで	必要	* 3歳児以上も保育が必要な場合には、改めて申込みが必要になります。4月入園の受付の時に忘れずに申込みをしてください。 * 2歳児卒園後の保育の利用を引き続き希望し、3歳児の保育園等の申込みをするお子さんについては、優先して選考します。
太陽の子 町田駅前保育園	0歳児から2歳児まで	必要	
家庭的保育者（保育ママ） * P.7 家庭的保育者（保育ママ） をご覧ください。	0歳児から2歳児まで	必要	
わかくさのおうち	1歳児・2歳児	不要	3歳児からは近隣の認可保育所等に継続入園となります。入園先は各園の受け入れ状況等により決定いたします。2017年度の実績：町田わかくさ保育園・成瀬くりの家保育園
つながり保育園・まちだ	1歳児・2歳児	不要	3歳児からは町田自然幼稚園または正和幼稚園に継続入園となります。
プチもり保育園	0歳児から2歳児まで	不要	3歳児からは子どもの森幼稚園に継続入園となります。
たけとんぼ保育園	0歳児から2歳児まで	不要	3歳児からは玉川中央幼稚園に継続入園となります。
鶴川フェリシア保育園	1歳児・2歳児	不要	3歳児からは教育施設の「鶴川幼稚園鶴川女子短期大学付属」※1または、認可保育園の東平しらゆり保育園、東平ひまわり保育園に継続入園となります。前述の認可保育園の受け入れ人数には限りがあり、希望者の人数等によっては選考となる場合があります。※2
こっこのもり保育園	0歳児から2歳児まで	不要	3歳児からは子どもの森幼稚園に継続入園となります。
開進こども保育園	1歳児・2歳児	不要	3歳児からは開進幼稚園に継続入園となります。
カナリヤ保育園	1歳児・2歳児	不要	3歳児からはカナリヤこども園に継続入園となります。
サンフィール保育園（分園）	1歳児・2歳児	不要	3歳児からはサンフィール保育園（本園）に継続入園となります。
ひかりの子保育園（分園）	0歳児・1歳児	不要	2歳児からはひかりの子保育園（本園）に継続入園となります。
子どもの森保育園（分園）	0歳児のみ	不要	1歳児からは子どもの森保育園（本園）に継続入園となります。
こひつじ保育園（分園）	1歳児・2歳児	不要	3歳児からはこひつじ保育園（本園）に継続入園となります。
町田わかくさ保育園（分園）	1歳児のみ	不要	2歳児からは町田わかくさ保育園（本園）に継続入園となります。
小野路保育園（分園）	0歳児・1歳児	不要	1歳児からは小野路保育園（本園）と（分園）に分かれて継続入園となります。2歳児からは小野路保育園（本園）に継続入園となります。
三輪保育園（本園）	0歳児のみ	不要	1歳児は三輪保育園（分園）に継続入園となります。
三輪保育園（分園）	1歳児のみ	不要	2歳児は三輪あいこう保育園に継続入園となります。
ハッピードリーム鶴間（分園） ハッピードリームアネックス	0歳児から2歳児まで	不要	3歳児からはハッピードリーム鶴間（本園）、または南つくし野保育園に継続入園となります。※3

※1「鶴川幼稚園鶴川女子短期大学付属」は子ども・子育て支援新制度の適用を受けない幼稚園で、市の支給認定を受けずに入園することができます。保育料は園が設定するものとなります。（詳細は園にお問い合わせ下さい。）

※2東平しらゆり保育園、東平ひまわり保育園に継続入園できず、2歳児卒園後も保育の利用を引き続き希望し、3歳児の保育園等の申込みをするお子さんについては、優先して選考します。

※3ハッピードリームアネックスの連携園のハッピードリーム鶴間（本園）、南つくし野保育園は、2019年4月に定員変更を行う予定です。詳細はP.10「定員変更の予定がある保育園」をご覧ください。

(3)施設一覧

各施設の詳細は、町田市子育てサイトでもご覧いただけます。

町田市 認可保育所一覧

検索

認可保育園

項目	実施時間	表記	項目	実施時間	表記
保育標準時間	7:00~18:00	A	保育短時間	8:00~16:00	a
	7:30~18:30	B		8:30~16:30	b
				9:00~17:00	c

* 1

地域	保育園名	所在地	電話番号	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	一時保育	定期利用	送迎保育	保育標準	保育短	延長保育
堺地域	市立こうさぎ	相原町792	042-772-3034	96	6	10	12	20	23	25	○			A	b	18:01~19:00
	クローバー	相原町3338-1	042-782-4401	84	9	12	15	16	16	16				A	b	18:01~19:00
	かえで	小山町775	042-798-0511	100	12	16	18	18	18	18	○			A	b	18:01~20:00
	小山	小山町954	042-797-3042	140	15	25	25	25	25	25	○ *2	○		A	b	18:01~19:00
	多摩境敬愛	小山町4464	042-775-1470	80	9	10	12	16	16	17	○			A	b	18:01~20:00
	サンフィール本園	小山町4604-2	042-700-8852	140	6	14	20	28	28	28	○	○		A	b	18:01~20:00
	サンフィール分園(なのほな)	小山町3166-1	042-775-6300		/	8	8	/	/	/					A	b
	もみの木	小山ヶ丘1-3-2	042-860-0515	100	6	10	18	22	22	22	○			A	b	18:01~20:00
	敬愛桃の実	小山ヶ丘3-28	042-770-1113	30	6	12	12	/	/	/				A	b	18:01~20:00
かりん	小山ヶ丘1-10-2	042-860-0250	90	6	14	20	20	20	10△	○	○		A	b	18:01~20:00	
忠生地域	桜台	小山田桜台1-18	042-797-5131	88	9	13	15	17	17	17	○			A	b	18:01~19:00
	ひかりの子本園	木曽西1-34-1	042-793-6836	129	3	5	25	25	25	25	○		○	A	b	18:01~20:00
	ひかりの子分園(ぶどうの木)	木曽西3-9-7	042-793-1377		9	12	/	/	/	/	○			A	b	18:01~19:00
	アスク木曽西	木曽西3-18-2	042-789-2320	60	/	10	12	12	12	14	○			A	b	18:01~20:00
	第二わかくさ	木曽西5-1-1	042-794-4666	53	/	7	10	12	12	12	○ *3	○		A	b	18:01~20:00
	すずらん	木曽東2-3-22	042-728-0270	40	/	7	7	8	9	9	○			A	b	18:01~20:00
	すみれ	木曽東2-8-1	042-723-3229	120	9	15	20	25	25	26	○			A	b	18:01~19:00
	木曽	木曽東4-13-7	042-792-0361	100	6	18	19	19	19	19	○			A	b	18:01~20:00
	しぜんの国	忠生2-5-3	042-793-4169	162	19	22	29	30	31	31	○	○		A	b	18:01~20:00
	子どもの森本園	常盤町2970-1	042-798-7321	105	/	15	18	20	20	20	○			A	b	18:01~20:00
	子どもの森分園(もりのこ)	小山町1016	042-798-0603		12	/	/	/	/	/	○			A	b	18:01~20:00
	こっこのもり	常盤町3028-3	042-797-0611	37	6	14	17	/	/	/				A	b	18:01~19:00
	町田ときわ	常盤町3465-1	042-797-3345	110	9	15	20	22	22	22	○			A	b	18:01~19:00
	まなざし	根岸1-2-3	042-793-3216	110	12	18	20	20	20	20				A	b	18:01~20:00
	市立山崎	山崎1-2-14	042-792-0155	122	6	20	24	24	24	24	○			A	b	18:01~20:00
	ユニケ	山崎町457	042-791-0800	78	9	12	14	14	14	15			○	A	b	18:01~19:00
	たかね第二	山崎町1540-3	042-793-6736	131	16	23	23	23	23	23				A	b	18:01~20:00
たかね	山崎町2160-4	042-791-2705	159	12	18	30	32	33	34				A	b	18:01~19:00	
カナリヤ	山崎町2130	042-794-6590	33	/	15	18	/	/	/			○	B	b	—	

項目	実施時間	表記	項目	実施時間	表記
保育標準時間	7:00~18:00	A	保育短時間	8:00~16:00	a
	7:30~18:30	B		8:30~16:30	b
				9:00~17:00	c

地域	保育園名	所在地	電話番号	定員	年齢					一時保育	定期利用	送迎保育	保育標準	保育短	延長保育	
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳							5歳
町田地域	玉川さくら	玉川学園3-35-48	042-725-2166	67	9	10	12	12	12	12	○	○		A	b	18:01~19:00
	未来保育CLUB	中町1-31-4 NTT町田ビル1F	042-729-8228	75	8	9	13	15	15	15	○			A	b	18:01~21:00
	こひつじ本園	原町田2-11-5	042-722-2672	166	9	15	20	33	33	33	○			A	b	18:01~19:00
	こひつじ分園	原町田2-18-3	042-739-2251		/	10	13	/	/	/				A	b	18:01~19:00
	なごみ第二	原町田3-19-6	042-739-3753	100	6	14	20	20	20	20			○	A	b	18:01~20:00
	なごみ	原町田5-1-5	042-724-0753	87	6	15	15	17	17	17				A	b	18:01~20:00
	太陽の駅前	原町田6-17-8 クオーレ1階	042-709-7177	39	9	15	15	/	/	/				A	b	18:01~20:00
	市立町田	原町田6-26-15	042-722-2679	89	6	6	10	20	23	24	○			A	b	18:01~22:00
	赤ちゃんの家	原町田6-27-10	042-726-9558	87	12	15	15	15	15	15	○			A	b	18:01~20:00
	本町田わかくさ	本町田29-8	042-723-2789	70	/	10	15	15	15	15	○		○	A	b	18:01~19:00
	わかば	本町田2591-20	042-726-1007	105	9	16	20	20	20	20				A	b	18:01~20:00
	草笛	本町田3133-5	042-725-2652	133	9	15	18	25	33	33	○	○	○	A	b	18:01~20:00
	開進こども	本町田3350-38	042-711-6901	50	/	20	30	/	/	/			○	B	b	—
	森野三丁目	森野3-11-16	042-710-7888	66	6	12	12	12	12	12				A	b	18:01~20:00
	もりの聖愛	森野4-8-10	042-722-0352	100	10	16	17	19	19	19	○		○	A	b	18:01~19:00
光の森	森野5-21-5	042-720-8423	100	6	14	20	20	20	20	○			A	b	18:01~20:00	
まちっこ	南大谷1400-1	042-785-5650	60	9	15	18	10△	8△	0△	○			A	b	18:01~19:00	
南地域	もりのおがわ	小川1-11-2	042-788-7025	120	9	20	22	23	23	23	○			A	b	18:01~20:00
	光の原	南町田1-3-48	042-788-5381	100	6	14	20	20	20	20	○			A	b	18:01~20:00
	こびとのもり	小川6-1-32	042-850-5423	96	9	15	18	18	18	18	○			A	b	18:01~20:00
	こばと	金森6-37-18	042-796-3628	65	9	9	11	12	12	12	○			A	b	18:01~19:00
	こうりん	金森7-6-1	042-725-7070	100	9	15	18	19	19	20				A	b	18:01~19:00
	市立金森	金森東1-12-16	042-723-3664	100	8	12	15	20	22	23	○			A	b	18:01~19:00
	ねむの木	金森東3-17-25	042-706-0733	55	6	9	10	10	10	10				A	b	18:01~19:00
	町田南	金森東4-36-8	042-796-8346	109	12	12	18	22	22	23				A	b	18:01~19:00
	高ヶ坂	高ヶ坂6-2-10	042-727-2373	70	9	10	11	12	13	15				A	b	18:01~20:00
	高ヶ坂ふたば	高ヶ坂7-26-6	042-720-8215	75	9	11	13	14	14	14	○			A	b	18:01~20:00
	成瀬くりの家	成瀬1-5-1	042-710-8177	100	9	15	16	20	20	20	○	○		A	b	18:01~19:00
	町田わかくさ	成瀬7-10-7	042-728-0288	155 (165)※	15	15	30	35	30 (35)※	30 (35)※	○	○		A	b	18:01~19:00
	町田わかくさ分園	南成瀬1-8-7 成和ビル1F	042-850-9593	15	/	15	/	/	/	/	○			A	b	18:01~19:00
	成瀬南野	成瀬が丘3-22-1	042-795-2101	80	9	10	12	15	17	17				A	b	18:01~19:00
	田園	南町田3-1-1	042-795-1081	66	/	9	11	13	16	17				A	b	18:01~19:00
	ハッピードリーム鶴間本園	南町田4-22-7	042-796-3322	110	11	15	18	22	22	22	○			A	b	18:01~20:00
	ハッピードリーム鶴間分園 ハッピードリームアネックス	南町田4-16-31	042-850-6068	26	6	10	10	/	/	/				A	b	18:01~20:00
レイモンド南町田	鶴間8-4-30 クレインドビル1F	042-706-9641	60	6	10	11	11	11	11				A	b	18:01~20:00	
南つくし野	南つくし野2-17-1	042-788-5228	90	9	12	15	18	18	18	○			A	b	18:01~20:00	

※町田わかくさ保育園については段階的に定員変更を行い、2020年4月に（ ）書きの定員になります。
△・・・定員変更の予定があります。2019年度以降は、P.10「定員変更の予定がある保育園」をご覧ください。

項目	実施時間	表記	項目	実施時間	表記
保育標準時間	7:00~18:00	A	保育短時間	8:00~16:00	a
	7:30~18:30	B		8:30~16:30	b
				9:00~17:00	c

地域	保育園名	所在地	電話番号	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	一時保育	定期利用	送迎保育	保育標準	保育短	延長保育
鶴川地域	ぼっぼの森	大蔵町410	042-860-1515	81	6	15	15	15	15	15	○			A	b	18:01~20:00
	井の花	大蔵町530-1	042-708-9541	53	/	7	10	12	12	12				A	b	18:01~20:00
	市立大蔵	大蔵町1984	042-735-3600	120	6	15	20	25	26	28	○			A	b	18:01~20:00
	つるかわ	大蔵町2177-2	042-735-5562	104	9	12	17	21	22	23				A	b	18:01~19:00
	小野路本園	小野路町1416	042-735-2314	127	/	15	22	23	23	23	○			A	b	18:01~19:00
	小野路分園	野津田町1084-1	042-708-0231		16	5	/	/	/	/	○			A	b	18:01~19:00
	ゆうき山	金井町2938-14	042-737-7607	87	9	12	15	17	17	17				A	b	18:01~19:00
	花の木	真光寺3-1-6	042-734-6113	109	9	17	20	21	21	21	○	○		A	b	18:01~20:00
	ききょう	鶴川1-16-7	042-735-2242	80	11	13	14	14	14	14	○ *4	○		A	b	18:01~19:00
	みどりの森	能ヶ谷4-7-19	042-708-8161	105	9	16	20	20	20	20	○			A	b	18:01~20:00
	おひさま共同	野津田町498-1	042-736-6648	54	/	8	10	12	12	12				A	b	18:01~20:00
	東平しらゆり	広袴町542	042-736-2276	100	9	14	17	20	20	20	○	○		A	b	18:01~20:00
	東平ひまわり	広袴町543-1	042-736-2266	100	9	14	17	20	20	20	○			A	b	18:01~20:00
	三輪あいこう	三輪町82-7	044-987-9871	84	/	/	21	21	21	21				A	b	18:01~20:00
	三輪本園	三輪町1720-8	044-989-4639	8	8	/	/	/	/	/	○			A	b	18:01~19:00
三輪分園	三輪町1760-3	044-988-8287	19	/	19	/	/	/	/				A	b	18:01~19:00	

- *1 一時保育・定期利用の受け入れ年齢は園によって異なります。
- *2 小山保育園の一時保育は本園以外の場所で行っています。「エンゼル」 042-703-5251 小山ヶ丘5-7-1グランレガーロ1階
- *3 第二わかさ保育園の一時保育は本園以外の場所で行っています。「わかさクラブ」 042-794-4666 木曽西5-1-5
- *4 ききょう保育園の一時保育は本園以外の場所で行っています。「なのはな」 042-735-8899 鶴川1-16-2

認定こども園

町田市 認定こども園一覧

検索

*3・4・5歳児の定員は2号認定の人数です。

地域	保育園名	所在地	電話番号	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	一時保育	定期利用	送迎保育	保育標準	保育短	延長保育
忠生	町田自然幼稚園	忠生2-7-5	042-791-0015	220	—	25	30	55	55	55	○	○	○	A	b	18:01~19:00
	正和幼稚園	山崎町2261-1	042-791-2746	100	—	—	18	27	27	28	○	○	○	B	b	—
	子どもの森幼稚園	常盤町3031-2	042-797-7631	100	—	—	—	25	30	45	○	○		A	b	18:01~19:00
	カナリヤこども園	山崎町2088-1	042-791-2290	90	—	—	—	30	30	30			○	B	b	—
町田	玉川中央幼稚園	玉川学園2-3-27	042-725-8446	30	—	—	—	10	10	10				A	c	18:01~19:00
	開進幼稚園	本町田3350-24	042-725-7851	110	—	—	—	36	37	37			○	B	b	—
	さふらん	本町田2441	042-791-0036	88	—	13	15	20	20	20				B	b	—
南	光幼稚園	金森3-41-1	042-796-1912	40	—	—	—	10	15	15				A	a	—
	高ヶ坂幼稚園	高ヶ坂5-6-19	042-728-0321	78	—	—	18	20	20	20	○			B	a	—
鶴川	鶴川シオン幼稚園	大蔵町2216	042-735-3136	29	—	5	6	6	6	6				B	b	—

◎町田自然幼稚園、子どもの森幼稚園、玉川中央幼稚園では、18:01以降の保育は延長保育となり、別途延長保育料が必要です。

小規模保育園

項目	実施時間	表記	項目	実施時間	表記
保育標準時間	7:00～18:00	A	保育短時間	8:00～16:00	a
	7:30～18:30	B		8:30～16:30	b
				9:00～17:00	c

地域	保育園名	所在地	電話番号	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	一時保育	定期利用	送迎保育	保育標準	保育短	延長保育
町田	つながり保育園・まちだ	原町田5-3-8 グランシャリオ町田1F	042-812-4808	19	/	9	10	/	/	/				A	b	18:01～19:00
	たけとんぼ	森野2-24-15	042-709-3606	19	3	8	8	/	/	/				A	b	18:01～20:00
南	わかくさのおうち	成瀬が丘2-23-14	042-812-4394	17	/	8	9	/	/	/				A	b	18:01～19:00
堺	プチもり	小山ヶ丘4-1-10	042-703-5545	19	6	6	7	/	/	/				A	b	18:01～19:00
鶴川	鶴川フェリシア	三輪町122-12 *1	044-281-4077	19	/	9	10	/	/	/				B	b	—

*1 「鶴川幼稚園鶴川女子短期大学付属」の併設施設です。

家庭的保育者(保育ママ)

地域	保育園名	所在地	電話番号	定員	開園時間	連携保育所
堺地域	プチコパン	小山町3651-1	042-851-4300	5	8:30～16:30	サンフィールド
	種まく人	小山ヶ丘5-42-12	042-771-2442	5	8:30～16:30	多摩境敬愛
	ティンク	小山町1618-103	042-719-6245	5	8:00～16:00	かえで
忠生地域	つぼみ	根岸2-16-5	042-793-0933	5	9:00～17:00	ひかりの子(本園・分園)
	Mammy's	上小山田町442-24	042-860-0325	5	9:00～17:00	こっこのもり
町田地域	Aloha Keiki	玉川学園4-23-14	042-729-7853	5	8:30～16:30	玉川さくら
	ぐりーんぴーす	南大谷1165-6	042-723-5221	3	8:30～16:30	高ヶ坂ふたば
南地域	スナグル・ポット	高ヶ坂4-16-7	042-720-5235	5	8:30～16:30	高ヶ坂
	こざくら	成瀬1-2-8 エクセルメゾン弐番館101	042-725-1378	5	9:00～17:00	町田わかくさ
	こどものいえ	南町田1-36-2	042-814-8211	5	8:30～16:30	光の原
	野いちご	南町田3-44-60 キャロットハウス103	042-850-6343	5	8:00～16:00	ハッピードリーム鶴間
鶴川地域	ひだまり	金井4-19-37	042-737-4630	5	8:00～16:00	つるかわ
	ななくさ	能ヶ谷7-23-31 きのかの家102	042-738-7059	5	9:00～17:00	東平しらゆり
	にじの丘	能ヶ谷6-28-20	042-736-7699	5	8:15～16:15	みどりの森
	ゆりかご	能ヶ谷5-8-11	042-734-4752	3	9:00～17:00	ききょう
	ほほえみ	三輪緑山3-2106-25	044-712-7900	5	9:00～17:00	三輪

- ◎ 家庭的保育者(保育ママ)の利用時間は、8時間(保育短時間)のみです。延長保育はありません。
- ◎ 家庭的保育者(保育ママ)は、0歳児から2歳児までの低年齢児保育室です。3歳児以降も保育が必要な場合は、改めて申込みが必要です。2歳児卒園後の保育の利用を引き続き希望し、3歳児の保育園等の申込みをするお子さんについては、優先して選考します。
- ◎ 連携保育所・・・集団保育の経験や、家庭的保育者の休憩時等に代替保育を連携保育所(認可保育園)で実施します。
なお、『Mammy's』の代替保育は桜台保育園です。



新年度にフル活用

事例 10 見直し前

どなたでもご参加いただけます

無料

補助金 との向き合い方と活かし方セミナー

東京都よろず支援拠点(☆)と町田市がタッグを組んで、新年度に向けた補助金・助成金の活用方法に関するセミナーを初開催!

さまざまな機関や団体から多種多様な補助金・助成金が公募されている中で、事業者の皆様が『補助金制度』や『支援施策』と、『どのように向き合っていくのが良いのか?』『活用していけば良いのか?』について、身近な実際の支援事例などを交えて分かりやすくご紹介いたします!また、販路拡大・資金調達など、町田市の各種支援メニューについても解説します。

セミナー終了後には希望者を対象に個別相談会も開催しますので、この機会にぜひご参加ください!

☆[よろず支援拠点]とは、国(中小企業庁)が全国に設置する経営相談所です。

自社に向いているのはどの補助金?

申請に向けた手続きは?

補助金の内容が難しい...

セミナー概要

日時

2018年3月8日(木) 午後1時30分~4時30分(受付:午後1時~)

メニュー

[第1部]

セミナー

補助金との向き合い方と活かし方セミナー(午後1時30分~3時20分)

講師:金網潤(東京都よろず支援拠点チーフコーディネーター・中小企業診断士)

市の各種支援メニューの解説もあります!

● セミナー内容

- ▼そもそも補助金とはどのようなものか?
- ▼補助金とどのように向き合うべきか?
- ▼個々の補助金制度の活用を考える際の5つのチェックポイント
- ▼成功事例と失敗事例からみる活用のコツ
- ▼誰もが無駄なく無理なく出来る申請書の作り方など

● 講師紹介



金網潤(東京都よろず支援拠点チーフコーディネーター・中小企業診断士)

独立開業後、神奈川県内で多数の起業家支援や地域資源活用、農商工連携の事業化などを支援。2014年に東京都よろず支援拠点の初代コーディネーターに就任後は、年間約3,000社の相談を受け、販路拡大・事業承継等を支援。事業者の状況に応じた支援が得意で、ものづくり補助金や小規模事業者持続化補助金採択等をサポートし、売上向上や経営改善につなげています。

[第2部]

個別相談会

(午後3時30分~4時30分) 担当:東京都よろず支援拠点

会場

町田市庁舎2階 市民協働おうえんルーム(町田市森野2-2-22)

定員

セミナー:40名/個別相談会:2名

参加費

無料

申込方法

以下のいずれかの方法で、東京都よろず支援拠点事務局宛にお申込みください。

- ①本チラシ下部の参加申込書(町田市ホームページでもダウンロードできます)に記入し、FAX(03-6205-4739)にて送付。
- ②参加申込書記載の必要事項を、メール(yorozu@tasb.jp)にて送付。



参加申込書

① 貴社名	
② 業種・取扱品	
③ 役職・所属部署等	④ 【必須】 お名前
⑤ 【必須】 ご住所	
⑥ 【必須】 電話番号	
⑦ メールアドレス	

個別相談会への参加希望 はい いいえ (左記で「はい」を選択した場合) 相談内容を簡単にご記入ください

※ご記入いただきました情報は、本事業における本人確認、参加者名簿の作成、東京都よろず支援拠点からの各種情報提供、実態調査・分析のために使用することがあります。

【お問い合わせ】東京都よろず支援拠点 TEL:03-6205-4728/町田市経済観光部産業観光課 TEL:042-724-2129

【主催】東京都よろず支援拠点(経済産業省関東経済産業局委託事業)、町田市 【後援】町田商工会議所、株式会社町田新産業創造センター

お申し込み FAX 番号: 03-6205-4739

ごみ資源化施設建設 NEWS

広報紙「ごみ資源化施設建設NEWS」では、新たな「ごみの資源化施設」に関する情報をみなさまにお届けします。

発行日：2018年3月27日
発行：町田市環境資源部
問合せ：循環型施設整備課
住所：町田市森野2-2-22
電話：042-724-4384

本事業に関する情報は、[町田市 熱回収 現場ホームページ](#)

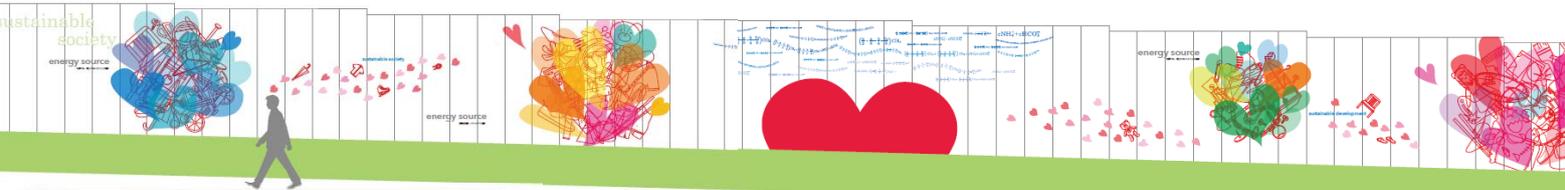
検索 

< 熱回収施設等施設整備工事情報 >



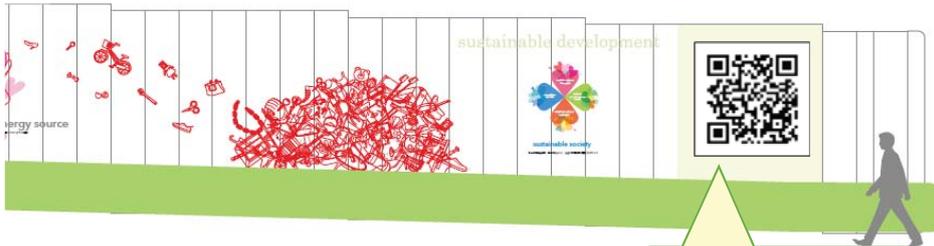
町田市唯一のごみ処理施設である町田リサイクル文化センターは、運転開始から36年が経過し、安全な運転を行うため、通常の維持管理費のほか多額の修繕費がかかっています。将来にわたって安定したごみ処理を行っていくために、町田市では、町田市資源循環型施設整備基本計画（2013年4月策定）に基づき、老朽化したごみ処理施設に代わり、2022年1月の稼働を目指し2017年7月から町田リサイクル文化センター敷地内に熱回収施設等（ごみ焼却施設、バイオガス化施設、不燃・粗大ごみ処理施設等）の整備工事を行っています。

建設現場の仮囲いをキャンバスに見立て 「仮囲いアート」を実施します！



学生作業の様子

コンセプトは ハード(施設)とハート(心)をつなぐ！



QRコードを読むと
HPへ飛びます！

仮囲いアートとは
工事現場の鋼板製の白い仮囲いをキャンバスに見立て、イラストアートを描くことで、無機質な印象の工事現場を華やかに彩ります。

桜吹雪をイメージしたハートには
園師小学校の児童さん達の
夢がいっぱいだのん！！
仮囲いアートのコンセプト・デザインは玉川大学芸術学部の学生さん達が考えてくれたのん♪



工事に関する問い合わせはこちら！
町田市環境資源部 循環型施設整備課 TEL:042-724-4384
※土日・祝はこちら TEL:042-722-3111



せいそうこうじょう
**町田市は新しい清掃工場(ごみを
 しょり
 処理するところ)を建てているのん♪**
 た
2022年1月完成予定!
 かんせいよてい

せいそうこうじょう
 町田市は、今の清掃工場（町田リサイクル文化センター）が古く
 なったため、2017年7月から新しい清掃工場を建てているよ。
 せいそうこうじょう た

どんな工場になるの？

完成イメージ図



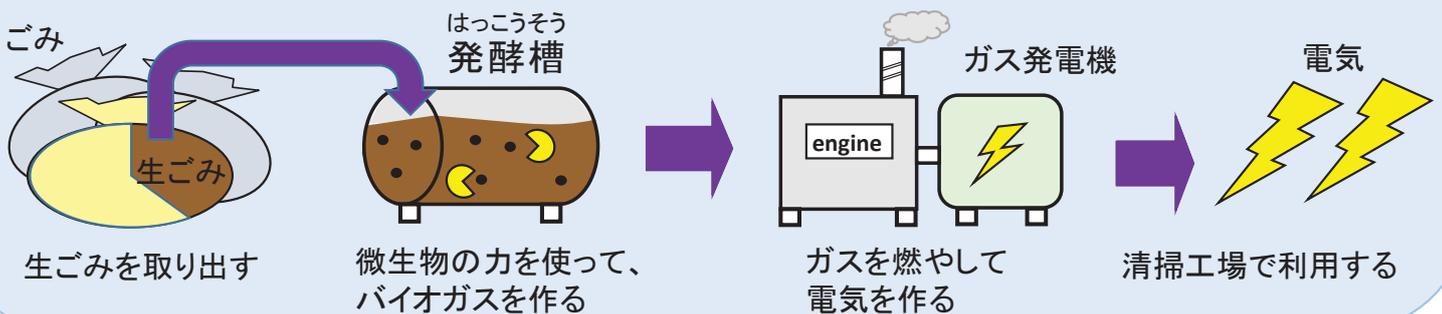
しょうきやくろ も
 焼却炉（ごみを燃やす
 ところ）を小さくするよ！

ごみを減らすことに協力してね！

生ごみから電気を作るよ！

びせいぶつ
 微生物（目に見えない小さい生き物）の力を使って電気を作るのん♪

バイオガス発電の仕組み



「町田市熱回収施設等(仮称)整備運営事業」に関する工事説明会のお知らせ

—町田リサイクル文化センター敷地内の焼却施設建設工事—

日頃から町田市の環境事業にご理解・ご協力いただきありがとうございます。
 昨年7月から、町田リサイクル文化センター敷地内で着手している既存管理棟・旧花の家の解体工事及び造成工事は、順調に進捗しています。ひきつづき、新しい熱回収施設等の建設工事を2018年8月中旬から始める予定です。

つきましては、周辺地域の皆さまを対象に建設工事に関する説明会を下記のとおり、開催させていただきます。

ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、ご出席くださいますようお願いいたします。

開催概要

1. 説明会の日時・場所

日付	時間	場所
6月29日(金)	14時30分から16時	忠生市民センター(ホール)
6月30日(土)	14時30分から16時	小山田小学校(体育館)
6月30日(土)	18時から19時30分	小山田南小学校(体育館)
7月8日(日)	14時30分から16時	函師小学校(体育館)

- ### 2. 内容
- (1) 事業概要について
 - (2) 工事状況について
 - (3) 建設工事概要について

※各回とも内容は同じになります。

【ご来場に関する注意事項】

- ・各会場、説明会開始時間の30分前に開場します。
- ・車での来場はお控えください。(各小学校の駐車場は、駐車スペースに限りがあるため、お身体の不自由な方等の駐車場として使用予定です。)
- ・手話通訳をご希望の方は、6月1日までにメール又はFAXにて、循環型施設整備課までご連絡ください。

メール：mcity2910@city.machida.tokyo.jp

FAX：050-3160-5479

お問い合わせ先

町田市 環境資源部 循環型施設整備課

電話：042-724-4384

保護者のみなさまへ

平成30年度 学校でかかる費用の援助が受けられるお知らせ ～就学援助費～

※重要※

このお知らせは、支給内容の通知でもあります。申請・認定後も大切に保管してください。

町田市教育委員会

市では、経済的にお困りでお子さんを小・中学校に就学させることが困難な家庭の保護者に対して、学用品通学用品費・入学準備金・給食費・修学旅行費など学校でかかる費用の一部を援助しています。援助を希望する方は、下記説明をご覧になり手続きをお取りください。

1. 援助の対象となる方（町田市立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者の方）

- 生活保護を受けている方（要保護として認定）※生活保護受給中の方も必ず手続きをお取りください。
- 平成29年中の合計所得について世帯全員の合計額が下表のような状況の方（準要保護として認定）

世帯構成例		合計所得の合計額上限（注1）	
		持家	借家
2人	父または母・子	約170万円	約254万円
3人	父・母・子	約226万円	約310万円
4人	父・母・子・子	約250万円	約333万円
5人	父・母・子・子・子	約274万円	約358万円
6人	父・母・子・子・子・子	約332万円	約416万円
7人	父・母・子・子・子・子・子	約366万円	約450万円

（注1）上記の金額は大体の目安です。家族の年齢等により金額が異なります。

合計所得とは、給与所得の方は「給与所得控除後の金額」を、確定申告をされた方は「総収入額から必要経費を引いた金額」をいいます。分離譲渡所得の特別控除及び損失の繰越控除は含みません。

2. 申請受付 第1回 2018年4月27日（金）まで

- ★町田市教育委員会学務課へ直接郵送する場合、2018年4月30日まで消印有効です。
- ★第2回以降は、2019年2月末まで随時受け付けます。認定の場合は、申請月の翌月付です。

■提出書類

- 平成30年度 就学援助費・奨励費認定申請書
 - ※申請書は、援助を希望するお子さん一人につき1枚必要です。
- 添付書類【平成30年1月1日に町田市に住民登録のない方のみ】
 - ➔5. 申請の提出について◎添付書類をご覧ください。
 - ※平成29年1月から12月までの収入が分かる書類が必要となります。

■提出先（下記のうちいずれか）

在籍する町田市立小・中学校（学級担任または事務室）
町田市教育委員会学務課（郵送可）（住所・場所は最終頁をご覧ください）

■結果通知

第1回受付分は、7月中旬までに郵送でお知らせします。
第2回以降受付分は、申請月の翌月下旬までに郵送でお知らせします。

3. 援助の内容

支給費目	認定結果		学年・援助内容				支給時期 (各月の月末頃)
	要保護	準要保護	小学校		中学校		
			1年生	2～6年生	1年生	2・3年生	
学用品通学用品費	—	○	月額 955円	月額 1,140円	月額 1,860円	月額 2,050円	7・9・1・3月 (3ヶ月分ずつ)
入学準備金 ※1	—	○	40,600円	47,400円 (6年生のみ:3月)	47,400円		7月(3月)
給食費	—	○	実費		実費 (給食申込みをした場合のみ支給)		1学期分→9月 2学期分→1月 3学期分→3月
校外活動費 ※2	○	○	実費(年3回まで)				9・1・3(4)月
体育実技用具費 ※4	—	○			実費(上限あり) (原則として3年間で1回のみ)		9・1・3月
移動教室・ 修学旅行費 ※2	○	○	実費				実施後(実施前)※3
通学費 ※5	○	○	実費(1ヶ月定期代上限)				1学期分→9月 2学期分→1月 3学期分→3(4)月
医療費 ※6 (学校保健安全法で定めた 以下の病気の治療費) 【虫歯・トラコーマ・ 結膜炎・白癬・疥癬・ 膿疱疹(とびひ)・ 中耳炎・慢性副鼻腔炎・ アデノイド・寄生虫病 のみ】	○	○	①診療前に学校で医療券の交付を受けます。 ②医療券と健康保険証(生活保護受給の場合は、 医療券のみ)を医療機関に提出して、受診してく ださい。 ③保険診療の自己負担分が助成されます。				随時

●「—」の支給費目：生活保護費からこれに代わる費用が支給されます。

●町田市外にお住まいの方は、給食費・医療費のみの支給となります。他の費目については、住民登録地の教育委員会で支給される場合がありますので、直接、お住まいの教育委員会にお問い合わせください。

●他の制度により支給される費目がある場合、当該費目は町田市就学援助費からは支給されません。

※1 小学校1年生・中学校1年生で4月付準要保護者の方のみ支給します。5月以降付認定者の方は支給しません。また小学校就学前または小学校6年生で入学前支給を受けた方も支給しません。小学校6年生の入学準備金(47,400円)は、中学校入学前の3月上旬に支給します。なお、町田市外に転出される方や生活保護を受けている方は支給しません。

※2 学校からの報告をもとに支給します。保護者の方の手続きは必要ありません。

※3 学校からの報告が教育委員会に届いた月の翌月末です。実施前の支給をご希望される場合は、学校へご相談ください。

※4 中学校の体育授業で使用する柔道着・剣道用具が対象です。学校での申込みではなく個別購入された場合は、学校へ領収書(コピー可)の提出が必要です。その場合、学校指定のものと同額が支給上限です。

※5 公共交通機関での通学を学校長が認めており、かつ通学距離がおおむね小学校で1.5km以上、中学校で2.0km以上ある児童・生徒が対象です。区域外就学者・指定校変更者(特認地区を除く。)及び通学区域緩和制度利用の児童・生徒は支給の対象となりません。各学期末に学務課から申請用紙を郵送いたします。(公共交通機関での通学をご希望の方は学校へご相談ください)

※6 認否決定前で医療券の交付が受けられない期間は、医療機関に立替払いをお願いします。認定後、返金のための書類を送付しますので、町田市教育委員会学務課まで連絡してください。なお、返金書類の請求期限は、学年末(1～3月受診分は次学年の6月末日)までです。

4. 支給について

指定された保護者名義の口座に振り込みます。また振り込み前に「振込通知書」を郵送します。手続きを取って頂ければ在籍する学校の校長口座に振り込むこともできます。希望する方は学校へお問い合わせください。

なお、学校に納入すべき費目に未納がある場合は、上記手続きの有無にかかわらず、在籍する学校の校長口座に振り込みます。

5. 申請の提出について

お子さまの学年によって、下記のとおり申請の提出が異なります。

小学校1・4年生 中学校1年生	小学校2・3・5・6年生 中学校2・3年生
<p>●申請書は全員に配布しています。 ●前年度の受給の有無に関わらず、裏面の記入例を参考に申請書の提出をお願いいたします。</p> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"><p>前年度受給されていた方でも改めて申請が必要です。</p></div>	<p>前年度町田市で就学援助費を ●受給していた方（途中取消者を除く）は、申請書の提出は必要ありません。 町田市教育委員会で、課税資料により前年の世帯の所得を確認させていただき、認否を決定いたします。 世帯の中で平成30年1月1日に町田市に住民登録が無い方がいる場合、別途書類が必要な場合があります（下記◎添付書類参照）。 結果は7月中旬までに郵送でお知らせします。 認定の場合、4月分から援助を受けられます。 ●受給していなかった方（途中取消者を含む）は、裏面の記入例を参考に申請書の提出をお願いいたします。申請書は町田市ホームページからダウンロード・印刷ができます。</p>

◎添付書類【平成30年1月1日に町田市に住民登録のない方のみ】

下記の内いずれかを添付してください。世帯の中で所得のある方全員が必要となります。

- ①平成29年分給与所得の源泉徴収票の写し（給与所得のみの方）
 - ②平成29年分の所得税の確定申告書控の写し（所得・扶養親族等申告内容のわかるもの）
 - ③平成30年度住民税申告書控の写し（所得・扶養親族等申告内容のわかるもの）
 - ④平成30年度住民税課税（非課税）証明書（平成30年1月1日の住民登録地で交付）
- ※②については受付印又は電子申告した場合の受信通知が、③については受付印が必要になります。
※④の交付は、平成30年6月以降です。詳しくは、平成30年1月1日の住民登録地の市町村にお問い合わせください。

※兄弟姉妹で申請書を複数枚提出する場合は、証明書はどなたかお1人に1部添付してください。

6. その他

- 平成29年分所得税の確定申告または平成30年度市・都民税の申告が必要な方で、まだ申告をしていない方は、就学援助費の認否の審査ができません。お早めに申告をしてください。
- 一定期間、税の申告が無い場合や必要書類の提出が無い場合には「申請却下」となります。
- 就学援助費・奨励費申請書がお手元に無い時は、町田市ホームページからダウンロード・印刷をお願いいたします（URL <http://www.city.machida.tokyo.jp/>）。「就学援助費・奨励費申請書」で検索。
- 町田市にお住まいで、町田市立以外の小学校（義務教育学校の前期課程を含む）・中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む）に在籍する方は、学務課へご連絡ください。

記入例

平成30年度 就学援助費・奨励費認定申請書



町田市教育委員会教育長 様

申請年月日	平成30 年 4 月 11 日
住 所	〒000-0000
	町田市 森野2-2-22
電話番号	042 (000) 0000
申請者氏名 (保護者)	町田 森男

記入のとおり、相違ありませんので申請します。
 就学援助費又は奨励費の申請に伴う認定事務に係る市・都民税、収入金額、所得金額について、税務資料により確認することに同意します。生活保護について、福祉事務所で確認することに同意します。
 就学援助費又は奨励費が認定された場合は、下配振込口座に振り込んでください。なお、学校に納入すべき費目に未納がある場合は、就学援助費又は奨励費の当該費目の支給に関する請求、受領、支払及び返還に対する一切についての権限を校長に委任します。

児童生徒名	フリガナ マチダ マチオ	町田 町男	児童生徒からみた続柄	生年月日	H23.7.8	学校名	中 町 小・中学校 1年 A組
家族構成(同一生計者のみ記入)				生年月日	在籍学校名	H30年1月1日の住民登録地	
氏名	町田 森男	父	T S H	46.5.4	小・中学校	町田市・町田市外	
	町田 ときわ	母	T S H	47.2.9	小・中学校	町田市・町田市外	
	町田 図師男	兄	T S H	10.4.2	小・中学校	町田市・町田市外	
	町田 つくし	姉	T S H	17.5.7	旭 小・中学校	町田市・町田市外	
			T S H		小・中学校	町田市・町田市外	
			T S H		小・中学校	町田市・町田市外	
住宅の形態 どちらかに○			持 家			借 家	
申 請 理 由	(1) 生活保護を受けている。(年 月 日から) (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条の規定による支援給付受給者である。(年 月 日から) (3) 収入が低く、就学が困難である。 (4) 特別支援学級(固定制)に在籍している。 (5) その他 ()						

申請が必要なお子さん一人につき1枚の申請書が必要です。

申請時点で生計を同じくする方全員を記入してください。
※同居別居は問いません

平成30年1月1日が町田市外の方で所得のある方(全員)の所得証明を添付してください。

住宅の形態についてどちらかにマルを記入してください。家賃を支払っていない場合は、持家です。

申請理由にマルを記入してください。

支 払 金 銀 行 等 振 込 依 頼 書							
振 込 先	〇x	銀行	信用金庫	△△△	支店		
金融機関		農協	信用組合	(支店番号 000)			
口座番号	総合・普通	1	2	3	4	5	6 7
フリガナ	マチダ トキワ						
口座氏名	町田 ときわ						

保護者名義の口座を指定してください。一世帯につき、指定できる口座は1口座です。
 ※兄弟姉妹で別の口座の記入があった場合は、申請受付日が新しい日のを登録させていただきます。
 ※ゆうちょ銀行を指定する場合は、振込用の店名(漢数字3桁)・預金種別・口座番号が必要です。
 ⇒キャッシュカードに記載されている記号番号ではお振込みができません。

【制度に関する一般的なご案内】
 町田市役所「お問い合わせ窓口」
 042-722-3111 (年中無休 7~19時)
【個別のご相談】
 町田市教育委員会 学務課
 〒194-8520 町田市森野2-2-22
 町田市庁舎 10階1002
 TEL:042-724-2176
 FAX:050-3161-7996
 平日 8時30分~17時 (年末年始を除く)



■交通アクセス
電車でお越しの方
 *JR横浜線 町田駅中央口徒歩11分
 *小田急線 町田駅西口徒歩8分
バスでお越しの方
 *『町田市役所市民ホール前』下車徒歩1分
車でお越しの方
 *立体駐車場をご利用ください。

町田市では学校教育情報をメール配信しています。下記QRコードまたは、ホームページから登録いただくことができます。ぜひ、ご利用ください。



※お知らせの裏面の記入例をご確認の上、記入してください。

平成30年度 就学援助費・奨励費認定申請書



町田市教育委員会教育長 様

申請年月日	年 月 日
住所	〒 -
電話番号	()
申請者氏名 (保護者)	

記入のとおり、相違ありませんので申請します。

就学援助費又は奨励費の申請に伴う認定事務に係る市・都民税、収入金額、所得金額について、税務資料により確認することに同意します。生活保護について、福祉事務所で確認することに同意します。

就学援助費又は奨励費が認定された場合は、下記振込口座に振り込んでください。なお、学校に納入すべき費目に未納がある場合は、就学援助費又は奨励費の当該費目の支給に関する請求、受領、支払及び返還に対する一切についての権限を校長に委任します。

児童生徒名	フリガナ	児童生徒からみた続柄	生年月日	学校名	小・中学校 年 組
家族構成(同一生計者のみ記入)			生年月日	在籍学校名	H30年1月1日の住民登録地
氏名			T S H .	小・中学校	町田市・町田市外
			T S H .	小・中学校	町田市・町田市外
			T S H .	小・中学校	町田市・町田市外
			T S H .	小・中学校	町田市・町田市外
			T S H .	小・中学校	町田市・町田市外
			T S H .	小・中学校	町田市・町田市外

住宅の形態 どちらかに○	持家	借家
-----------------	----	----

申請理由	(1) 生活保護を受けている。(年 月 日から) (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条の規定による支援給付受給者である。(年 月 日から) (3) 収入が低く、就学が困難である。 (4) 特別支援学級(固定制)に在籍している。 (5) その他 ()
------	--

支払金銀行等振込依頼書	
振込先 金融機関	銀行・信用金庫 支店 農協・信用組合 (支店番号)
口座番号	1 総合・普通 2 当座 3 貯蓄
フリガナ	
口座氏名	

※ 教育委員会記入欄

入力	確認
/	/

没後10年
編集者・



イラストレーション：信濃八太郎

八田昌平と 第三の新人たち展

遠藤周作

安岡章太郎

吉行淳之介



2017
10.14(土) → 12.17(日)

町田市民文学館ことばらんど

- 休館日／毎週月曜日、第2木曜日 ●観覧時間／10:00～17:00
- 観覧料／一般:400円、大学生・65歳以上:200円、高校生以下無料
- ※ただし、10月14日、21日、22日、11月3日、12月17日は無料
- 特別協力／池内輝雄
- 協力／学習院大学史料館、軽井沢高原文庫、県立神奈川近代文学館、思潮社、昭和女子大学図書館、新潮社、世田谷文学館、中野重治文庫記念坂井市立丸岡図書館、日本近代文学館、堀辰雄文学記念館、山崎豊子文化財団、吉村昭記念文学館

町田市民文学館公式アカウント(@machida_kotoba)で最新情報配信中 

温故知新

完璧な個人作家全集と評された『堀辰雄全集』編集の縁で、1954年新潮社の編集者となった谷田昌平は、同年「三田文学」を通して旧知の仲であった遠藤周作とともに、「構想の会」に参加。「第三の新人」と呼ばれた島尾敏雄、小島信夫、庄野潤三、安岡章太郎、吉行淳之介等と出会いました。そこでは、若手作家や批評家たちが、たわいもない話をしながらも、戦後派の文学とは異なる、新たな文学を模索していました。

終戦後、京都大学に進み古典文学の研究をするも、次第に現代文学に魅かれていった谷田にとって、日常的な営みを淡々と描き出す“第三の新人”たちの作品は、私小説の伝統にのっとりながらも、新たな可能性に溢れて見えました。

また、既に文豪と言われていた武者小路実篤や室生犀星に加え、後に人気作家となる司馬遼太郎や安部公房などを担当していた谷田は、「年長の作家や同世代の作家によって編集者として勉強させてもらった」と述べているように、幅広い世代の作家たちと接し、多くの著作の出版に携わりました。

長編重視の傾向をいち早く捉え「純文学書下ろし特別作品」として、安部公房の『砂の女』、遠藤周作の『沈黙』を世に送り出し、1970年頃からは「新潮日本古典集成」の編纂に尽力。1976年からは、文芸雑誌「新潮」の編集長を務めました。

「温故知新」——“第三の新人”たちが、私小説的な純文学の伝統に立ち、その後独自の作風を確立したように、谷田もまた“文学の伝統”を重んじながら“新しさ”への挑戦を続けました。

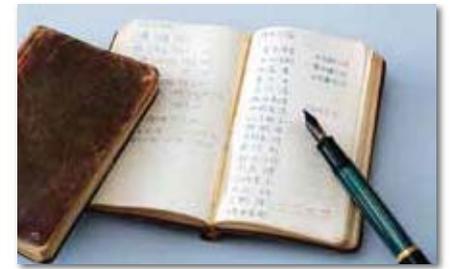
本展では、谷田がライフワークとした堀辰雄研究から、批評家、編集者としてスタートした時期に仲間に加わった“第三の新人”たちとの関係、彼が出版に携わった多くの作品や作家たちとの交流を通して、彼の文学に対する姿勢やその仕事に迫ります。



「構想の会」に集まった第三の新人たち 1958年12月6日、銀座「はち巻岡田」にて（撮影：谷田昌平）



卒業論文「堀辰雄論」と堀辰雄が手を入れた筆跡の残る「堀辰雄年譜」



愛用した万年筆と「文藝手帳」

【関連イベント】 イベントの参加には展示会のチケットまたはチケットの半券の提示が必要です

■ 講演会・記念対談

「“第三の新人”の文学の魅力」

日時：11月18日(土) 14:00~15:30
講師：富岡幸一郎(文芸評論家)
定員：80名(申込順)
会場：町田市民文学館2階大会議室
申込：10月3日(火)12:00から
電話で町田市イベントダイヤル(042-724-5656) または町田市HP「イベシス」から イベントコード 171003D

記念対談 井坂洋子(詩人)×藤井一乃(「現代詩手帖」編集長)「谷田昌平との日々 詩人・牟礼慶子のことば」

日時：12月2日(土) 14:00~15:30
定員：80名(申込順)
会場：町田市民文学館2階大会議室
申込：11月2日(木) 12:00から
電話で町田市イベントダイヤル(042-724-5656) または町田市HP「イベシス」から イベントコード 171102B

■ 映画上映会

室生犀星原作「蜜のあわれ」

日時：11月5日(日) 14:00~16:00
定員：70名(申込順)
会場：町田市民文学館2階大会議室
申込：10月3日(火)12:00から
電話で町田市イベントダイヤル(042-724-5656) または町田市HP「イベシス」から イベントコード 171003C

遠藤周作原作、マーティン・スコセッシ監督「沈黙-サイレンス-」

日時：11月25日(土) 13:30~16:30
定員：180名(申込順)
会場：町田市民フォーラム3階ホール
申込：11月2日(木) 12:00から
電話で町田市イベントダイヤル(042-724-5656) または町田市HP「イベシス」から イベントコード 171102A

■ 展示解説

申込不要。
直接文学館2階展示室にお越しください。
10月14日(土)、11月14日(火)、
12月5日(火)、12月17日(日)
いずれも14:00~14:45

谷田昌平 (ただしやうへい) 1923-2007



新潮社にて 1958年3月

編集者、文芸評論家、堀辰雄研究者。兵庫県神戸市生まれ。妻は詩人の牟礼慶子。大阪府立池田師範学校、東京高等師範学校を経て、終戦後、京都大学文学部に進学。卒業論文では「堀辰雄論」を執筆した。大学卒業後、大阪府立桜塚高校に勤務。教師をしながら堀辰雄研究を続け、1953年堀辰雄が死去すると『堀辰雄全集』の編集に加わった。これが縁で、翌年新潮社に入社。出版部配属となり、『武者小路実篤全集』を皮切りに、室生犀星「杏っ子」、幸田文「流れる」、安部公房「砂の女」、遠藤周作「沈黙」など、数々の話題作を手掛けた。1958年から1989年まで町田市玉川学園に居住。病氣療養中だった遠藤周作に同地を紹介し、遠藤が居を移すきっかけとなった。



町田市民文学館ことばらんど
〒194-0013 東京都町田市原町田4-16-17
TEL 042-739-3420 FAX 042-739-3421
JR横浜線 町田駅 ターミナル口より徒歩8分/小田急線 町田駅 東口より徒歩12分



見直し後事例

短期の介護休暇

●概要

職員の親族（要介護者）が、疾病・負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があり、介護を必要とする場合に使うことができます。

●介護の範囲

食事、入浴、着替え、排泄等の身の回りの世話やリハビリのための介助、入院のための手続きや通院の付き添い、介護に必要な日用品の購入等

●要介護者の要件（①～③のすべてを満たすもの）

①配偶者（内縁関係を含む。）又は2親等内の親族 ※2親等内の親族図参照

②疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障がある者

③2週間以上にわたり介護を必要とする状態にある者

※要介護者と同居別居は問いません。職員の他に介護者がいる場合も対象になります。

●取得日数

1年度当たり5日（要介護者が2人以上の場合は10日を限度とする。）

※年度の途中で要介護者が2人以上に増えた場合、10日を限度とする。

●取得単位

1日・半日・1時間

●給与

有給

●提出書類

要介護者の状態等申出書

●申請方法（庶務事務）

①庶務事務システムの「短期の介護休暇」から申請

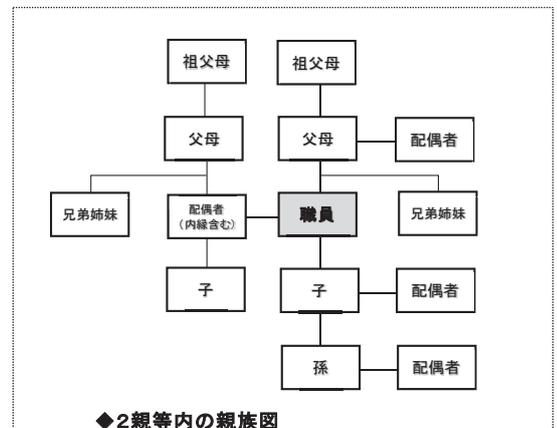
②要介護者の状態等申出書を添付（データ）

※庶務事務システムの入力手順は、申請画面右上の「ヘルプ」参照。

●申請方法（庶務事務なし）

①休暇等の申請簿の「短期の介護休暇」欄に休暇日数を記入

②要介護者の状態等申出書を添付（紙）



●よくある質問 Q&A

Q 1. 子どもの疾病・負傷も対象になりますか？

A 1. 疾病・負傷により2週間以上にわたり介護を必要とする状態にある場合、対象となります。短期的な疾病・負傷の場合は、子どもの看護休暇をご利用ください。
(※詳細はP.〇〇参照)

Q 2. 短期の介護休暇が残り3時間45分の場合、年次休暇を合わせて1日お休みすることはできますか？

A 2. できます。短期の介護休暇3時間45分+年次休暇4時間の申請をして下さい。

Q 3. 年度の途中で要介護者が1人から2人以上に増えた場合、取得可能な日数は何日になりますか？

A 3. 10日です。(すでに取得している場合は、10日から取得した日数を引いた日数になります)。

Q 4. 両親ともに介護が必要な状態です。短期の介護休暇10日のうち、父親の介護のために8日、母親の介護のために2日使うことはできますか？

A 4. できます。
要介護者が2人以上の場合、合計10日を限度として使用することが出来ます。

Q 5. 母親の介護のために、短期の介護休暇5日間を使いました。今後も介護状態が継続する場合、他にどのような制度がありますか？

A 5. 介護休暇制度があります。(※詳細はP.〇〇参照)

取得できる事例・できない事例

×できない

二人暮らしの高齢の両親がいます。急遽父親が入院し、母親が自宅で一人になりました。母親は日常生活に支障はありませんが、一人でいるのが心配です。見守りのため、短期の介護休暇を使ってお休みすることはできますか？

⇒できません。(要介護者の要件等②～③を満たさないため。)

○できる

実家に住む父親は日常生活の介護が必要です。同居の母親はいますが、父親の通院の付添いのため、お休みすることはできますか？

⇒他に介護できるものがない場合、要介護者の要件①～③を満たし、職員が要介護者の介護をする必要がある場合には、お休みすることができます。

記入例

要介護者の状態等申出書

2018年 4月10日
所属 総務部職員課
氏名 町田 太郎

1 要介護者に関する事項

(1) 氏名

町田 一郎

(2) 職員との続柄

父

(3) 介護が必要となった時期

2018年3月 日

【格納場所】
職員ポータルのカabinet>町田市>
人事給与制度関連文書>介護関連休暇>
短期の介護休暇

要件③の2週間以上であることが分かる
ように記載してください！

通院が必要な期間 2018年 4月20日 ~ 2018年 7月 20日

通院の頻度 週に1回

2 要介護者の状態

2018年3月に、脳梗塞による後遺症として右半身不随となったため、通院の付添いが
必要な状態。

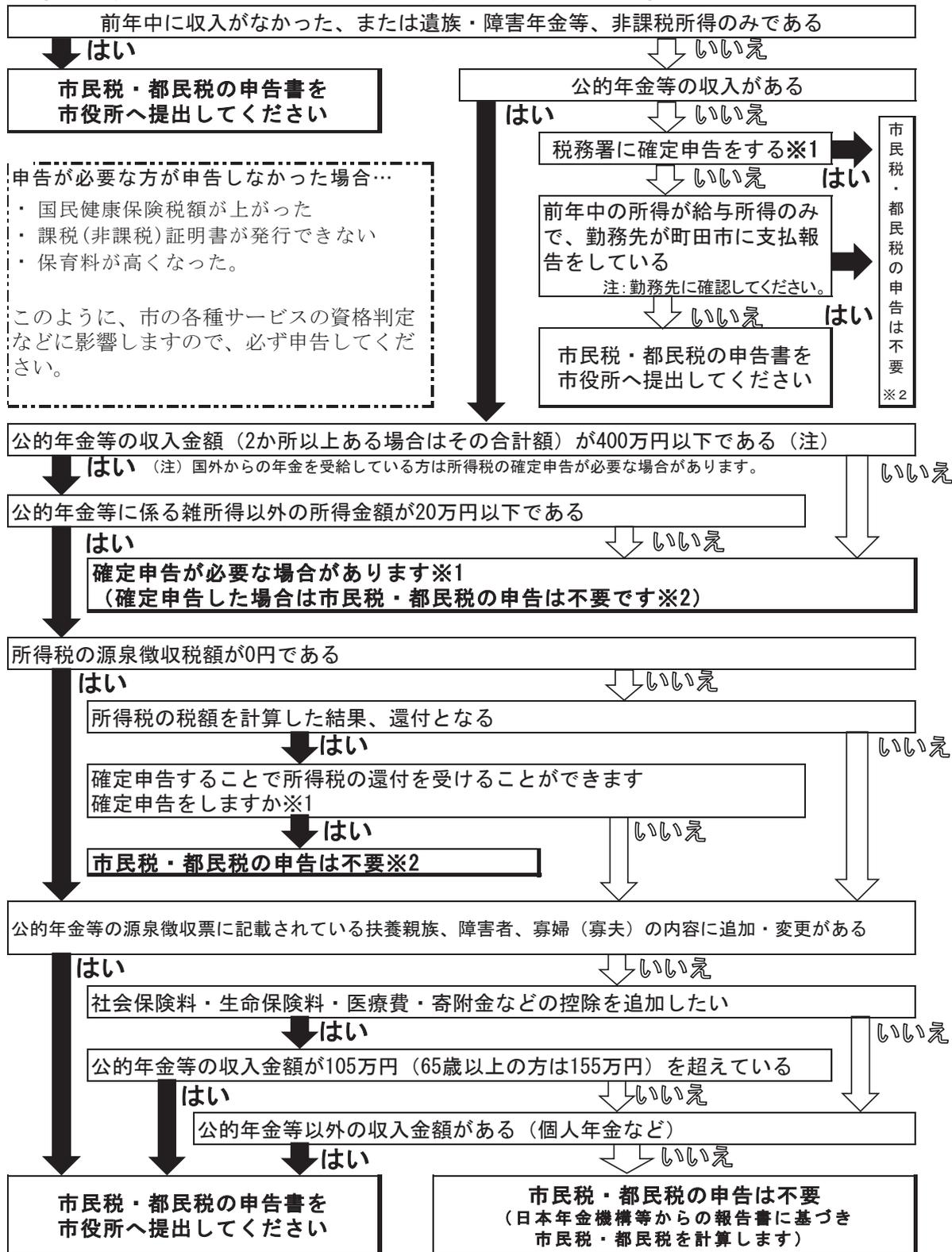
3 備考

要件②の介護が必要な理由、介護の内容など出来る
だけ具体的に記載してください！

平成31年度 市民税・都民税申告のご案内

<はじめにお読みください>

今回、市民税・都民税の申告が必要となる可能性のある方を対象に市民税・都民税申告書をお送りしましたので、下記フロー図をご覧ください。申告が必要な方は、**3月15日(金)まで**に申告をしていただきますようお願いいたします。万一、申告の必要がない方に届いた場合はご容赦ください。



※1 税務署への確定申告が必要な方の例

- ・給与(その全部が源泉徴収の対象となっているもの)を1か所から受けていて、給与所得・退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ・年末調整されなかった給与収入と、給与所得・退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ・所得税の還付を受けられる方 等(詳しくは町田税務署<042-728-7211>にお問い合わせください。)

※2 上場株式等に係る所得について、所得税と市民税・都民税とで異なる課税方式を選択する場合は、市民税・都民税の申告が必要です。

市民税・都民税申告の受付場所と日時については、裏面をご覧ください。

申告書の提出期限は3月15日(金)です

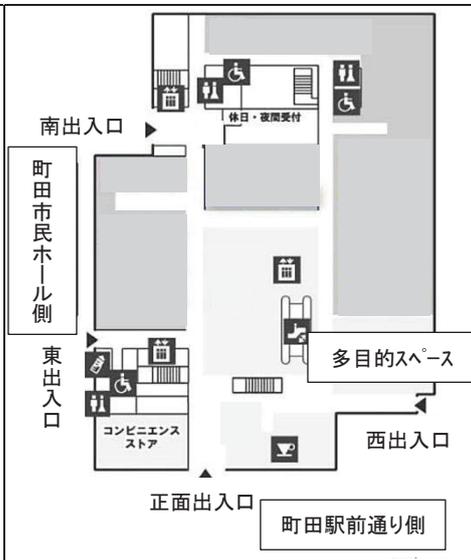
☆受付場所と日時

◎市庁舎 ※例年、受付初日は大変混み合います。

※土曜日は受付を行っていません。

平日	受付時間 午前9時～午後4時	1階多目的スペース
	2月1日(金)～ 3月15日(金)の平日	

日曜日	受付時間 午前9時～午後4時	1階多目的スペース
	2月24日(日) 3月3日(日)	



■交通

○電車でお越しの方

- ・小田急線町田駅西口から徒歩8分
- ・JR横浜線町田駅中央口・小田急線連絡口から徒歩11分

■交通

○バスでお越しの方

- ・神奈川中央交通「町田市役所市民ホール前」下車、徒歩1分
- ・町田市民バスまちっこ「町田市役所南口」下車、徒歩1分

○車でお越しの方

庁舎立体駐車場をご利用ください

※お越しの際は、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

◎市民センターでの出張受付 ※例年、午前中は大変混み合います。

受付時間 午前9時30分～午前11時30分・午後1時～午後4時 (午前中の受付が混雑した場合、午後の受付になることがあります。)	
2月14日(木)	南市民センター ホール
2月19日(火)	忠生市民センター ホール
2月21日(木)	小山市民センター ホール
2月26日(火)	堺市民センター ホール
2月28日(木) 3月1日(金)	鶴川市民センター ホール
3月7日(木)	なるせ駅前市民センター ホール

※出張受付日以外の日でも、各市民センターで申告書の提出ができます。

ただし、各市民センターでは、記載方法等、内容についてのお問い合わせには対応できません。

※各会場ともご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

◎所得税の確定申告については相談できませんので、町田税務署(042-728-7211)へお問い合わせください。確定申告会場は「ぽっぽ町田」(町田市原町田4-10-20)です。

☆お持ちいただく書類等

申告書の書き方やお持ちいただく書類につきましては、別添の案内編、資料編をご覧ください。

☆郵送による受付

申告書は郵送でも受付をしています。申告書に必要事項を記入し、添付書類等を同封して下記の申告書送付先までお送りください(添付書類は原則返却しません)。

☆お問い合わせ・申告書送付先

〒194-8520 町田市森野2丁目2番22号 町田市役所財務部市民税課
電話(直通)042-724-2115・2114 (午前8時30分～午後5時)

FAX 050-3085-6084

ホームページアドレス:<http://www.city.machida.tokyo.jp/>

トップページ→暮らし→税金→個人の住民税→市民税課からのお知らせ→個人住民税申告の受付について

☆市民税・都民税とは

市区町村市民税、都道府県民税のことで、地域社会の費用をできるだけ多くの住民の方に負担していただくために、1月1日現在、住所を有する市区町村が市区町村民税と都道府県民税を併せて課税します。

市民税・都民税の税額は、勤務先や日本年金機構等からの報告書、本人が提出する確定申告書や市民税・都民税申告書等に基づき、前年の所得に応じて計算されます。

※(市民税・都民税申告のご案内)をお読みいただいたうえで、申告が必要な方は**3月15日(金)までに**市民税・都民税の申告をしていただきますようお願いいたします。

☆平成30年度の申告と比べて主に変わった点

配偶者控除・配偶者特別控除の見直しについて

就業調整を意識しないで働くことができるように、配偶者特別控除について、配偶者控除と同じ所得控除額の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を引き上げるとともに、世帯の税引き後の手取り収入が逆転しない仕組みが設けられました。また、担税力調整の必要性から、控除が適用される納税者本人の合計所得金額に、新たな所得制限が設けられました。

1. 配偶者控除

平成30年度までは、配偶者の前年の合計所得金額が38万円以下（給与収入のみの場合は103万円以下、公的年金収入のみの場合は65歳未満では108万円以下、65歳以上では158万円以下）であれば、納税者本人の所得に関わらず、配偶者控除は一律33万円（配偶者が70歳以上の場合38万円）でした。

平成31年度からは、納税者本人の合計所得金額が900万円を超えるると控除額が減減し、1,000万円を超えると配偶者控除の適用を受けることができなくなりました（表1参照）。なお、同一生計配偶者*に係る障害者控除については、これまでどおり納税者本人の合計所得金額に関わらず、適用を受けることができます。

表1

納税者の合計所得金額		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
控除額	配偶者控除	33万円	22万円	11万円
	老人配偶者控除	38万円	26万円	13万円

※所得税の控除額とは異なります。

2. 配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額が38万円超123万円以下（現行：38万円超76万円未満）となりました。また、配偶者控除と同様に、納税者本人の合計所得金額が900万円を超えると控除額が減減し、1,000万円を超えると配偶者特別控除の適用を受けることができま（表2参照）。

表2

納税者の合計所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者の合計所得金額	控除額		
38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円

※所得税の控除額とは異なります。

配偶者やその他の親族が納税者の扶養になることができる条件は、今までと同じく、合計所得金額が38万円以下となります。

また、住民税が非課税となる条件も変わりません。給与収入の場合、100万円（合計所得金額35万円）を超えると住民税がかかる可能性があります。

*同一生計配偶者とは、納税者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、前年中の合計所得金額が38万円以下の者をいいます。

☆本人確認について

● マイナンバー(個人番号)の記載について

平成29年度の市民税・都民税申告から、申告書に個人番号の記載が必要となるとともに、個人番号を適切に扱うため、申告書を提出される際に、本人確認をさせていただいています。

本人確認は、正しい個人番号であることを確認する「番号確認」と、申告者が個人番号の正しい持ち主であることを確認する「身元確認」の2点を行います。

申告書提出の際に提示していただく本人確認書類の組み合わせは以下のとおりです。

- 本人確認書類は代理人が申請する場合の「番号確認書類」を除き原本の提示が必要です。また、郵送の場合は必要書類の写しを添付してください。**
- 納税証明書等、市税証明書交付申請時の本人確認とは異なります。**

①本人が申告書を提出する場合（「番号確認書類」と「身元確認書類」の両方）

番号確認書類(いずれか1点)
マイナンバーカード(個人番号カード)・通知カード・マイナンバー(個人番号)が記載された住民票の写し
身元確認書類(①、②、③のいずれか)※番号確認書類の氏名・住所又は氏名・生年月日が記載されたもの
①【顔写真付きの次の書類のうち1点】 マイナンバーカード(個人番号カード)・運転免許証・運転経歴証明書・パスポート・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳・在留カード・特別永住者証明書・税理士証票・官公署発行の資格証明書・戦傷病者手帳
②【顔写真のない次の書類のうち1点】 公的医療保険の被保険者証・年金手帳・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書・町田市から発行された申告者本人の氏名が印字された市民税・都民税申告書
③【顔写真のない次の書類のうち2点】 官公署発行の資格証明書・国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書・納税証明書・印鑑登録証明書・戸籍の附票の写し・住民票の写し・納税通知書・特別徴収税額通知書

②代理人が申告書を提出する場合（「番号確認書類」、「身元確認書類」及び「代理権の確認書類」の全て）

番号確認書類(本人のものでのいずれか1点)
マイナンバーカード(個人番号カード)・通知カード・マイナンバー(個人番号)が記載された住民票の写し
身元確認書類
代理人が個人の場合(代理権確認書類の氏名・住所が記載された代理人のもので①、②のいずれか)
①【顔写真付きの次の書類のうち1点】 マイナンバーカード(個人番号カード)・運転免許証・運転経歴証明書・パスポート・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳・在留カード・特別永住者証明書・税理士証票・官公署発行の資格証明書・戦傷病者手帳
②【顔写真のない次の書類のうち2点】 公的医療保険の被保険者証・年金手帳・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書・官公署発行の資格証明書・国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書・納税証明書・印鑑登録証明書・戸籍の附票の写し・住民票の写し・納税通知書・特別徴収税額通知書
代理人が法人の場合(代理権確認書類の名称・所在地が記載された次のもの)
登記事項証明書・印鑑登録証明書・納税証明書のいずれか1点と当該法人と窓口に来られた方の関係を証する書類
代理権の確認書類(①、②、③、④のいずれか)
①申告者本人の署名及び押印のある委任状(任意代理人の場合)
②戸籍謄本又は登記事項証明書(法定代理人の場合)
③税務代理権限証書(税理士の場合)
④申告者本人に発行された次の書類のうち1点 ・官公署が発行した申告者本人しか持ち得ない書類(保険証、身体障害者手帳等) ・町田市から発行された申告者本人の氏名が印字された市民税・都民税申告書 ・申告書に添付される書類で申告者本人のもの(源泉徴収票、納税通知書等)

案内編 (うら面)

こちらでは、各種控除等についてご説明しています。(③～⑧は申告書の番号に対応しています)

③本人対象の控除

●寡婦(寡夫)控除 (控除額：表3)

寡婦	①あなたが夫と死別後再婚していない方(又は夫の生死不明な方)で、合計所得金額が500万円以下の場合	控除額26万円
	②あなたが夫と死別・離別した後再婚していない方(又は夫の生死不明な方)で、生計を一にする総所得金額等が38万円以下の子、又は扶養親族がいる場合	
	③寡婦のうち、扶養親族である子を有し、合計所得金額が500万円以下の場合(特定の寡婦)	控除額30万円
寡夫	あなたが妻と死別・離別した後再婚していない方(又は妻の生死不明な方)で、総所得金額等が38万円以下の子と生計を一にし、合計所得金額が500万円以下の場合	控除額26万円

●勤労学生控除

あなたが大学、高校、各種学校の学生又は生徒で、自己の勤労に基づく給与所得等があり、合計所得金額が65万円以下の場合に受けられる控除です。但し、勤労によらない所得(不動産、利子、配当、譲渡等)が10万円を超える場合は対象となりません。(控除額26万円)

●障害者控除 (控除額：表4)

①身体障害者手帳(3級以下)、愛の手帳(療育手帳)(3度以下)、精神障害者保健福祉手帳(2級以下)の交付を受けている場合等＝普通障害者	控除額26万円
②身体障害者手帳(1・2級)、愛の手帳(療育手帳)(1・2度)、精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている場合等＝特別障害者	控除額30万円

障害者手帳が交付されていなくても、65歳以上で身体障がい者又は知的障がい者に準ずると福祉事務所の長認定を受けている(町田市高齢者福祉課にて「障害者控除対象者認定書」が発行されている)方等は控除の対象になる場合があります。

④所得控除

●医療費控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者及びその他の親族のために、あなたが平成30年中に支払った医療費又は特定一般用医薬品等購入費が一定額を超えた場合に対象となる控除です。「従来の医療費控除」と「セルフメディケーション税制に係る控除」はいずれかを選択することとなります)

従来の医療費控除(限度額200万円)

控除額＝(医療費)－(保険金等で補てんされる金額)－(10万円又は総所得金額等の5%のいずれか少ない方の金額)

セルフメディケーション税制に係る控除(限度額8万8千円)

控除額＝(特定一般用医薬品等購入費)－(保険金等で補てんされる金額)－(1万2千円)

●社会保険料控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者及びその他の親族が負担することになっている介護保険料*、国民健康保険税(料)*、後期高齢者医療保険料*、国民年金保険料等をあなたが平成30年中に支払った場合にその支払った全額が控除されます。 *あなた以外の年金から引き落としされている支払分は除く。

●小規模企業共済等掛金控除

あなたが小規模企業共済法による共済契約の掛金、心身障害者扶養共済制度の掛金や確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金・企業型年金加入者掛金を平成30年中に支払った場合にその支払った全額が控除されます。

●生命保険料控除(控除額：表5)

あなたやあなたと生計を一にする配偶者及びその他の親族が受取人になっている生命保険契約等で、あなたが平成30年中に支払った一般の生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料(介護医療保険料は平成24年1月1日以後契約分)に対して、下記の金額が控除されます。(上限7万円)

新契約	支払保険料	控除額	旧契約	支払保険料	控除額
	～12,000円	支払保険料全額		～15,000円	支払保険料全額
	12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+ 6,000円		15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+ 7,500円
	32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円		40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円
	56,001円～	28,000円		70,001円～	35,000円

新契約：平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約・個人年金保険契約・介護医療保険契約

旧契約：平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約・個人年金保険契約

※一般の生命保険料控除と個人年金保険料控除について、新契約と旧契約の両方を契約されている方は、各控除ごとに、①新契約のみ、②旧契約のみ、③新旧両契約合算の3通りのいずれかで申告を選択できます。(③を選択される場合は、新契約と旧契約それぞれで計算した控除額の合計額が申告額となりますが、限度額は28,000円です。また、②旧契約のみの方が控除額が高くなる場合があります)

●雑損控除

あなたや平成30年分の総所得金額等が38万円以下の配偶者及びその他の親族で生計を一にする方が有する資産について盗難、災害、横領等による損失が生じた場合に対象となる控除です。

控除額＝次の①②のうちいずれか大きい額 損失金額－保険金等で補てんされる金額＝差引損失額

①差引損失額－(総所得金額等×10%) ②差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円

④所得控除 (左下からの続き)

●地震保険料控除(控除額：表6)

あなたが平成30年中に支払った地震保険料・旧長期損害保険料(平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料又は掛金)に対して下記の金額が控除されます。

①	支払った保険料の区分	控除額	
	地震保険料等に係る契約のすべてが地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等に該当する場合	その年中に支払った地震保険料の1/2(限度額25,000円)	
②	地震保険料等に係る契約のすべてが長期損害保険契約等に該当する場合	～5,000円	支払った保険料の全額
		5,001円～15,000円	支払った保険料の合計額×1/2+2,500円
		15,001円～	10,000円
③	地震保険と旧長期損害保険それぞれに加入している場合	①と②それぞれの方法で計算した金額の合計額(限度額25,000円)	
④	一つの損害保険契約で地震保険と旧長期損害保険のいずれにも該当する場合	地震保険料控除と旧長期損害保険料控除のどちらか一方を選択して計算した控除額(限度額25,000円)	

⑤扶養親族等

●配偶者控除・扶養控除

あなたが、配偶者や16歳以上の親族を扶養していた場合に受けられる控除です。扶養されていた方の合計所得金額が38万円以下(給与収入のみなら103万円以下、公的年金収入のみの場合は65歳未満では108万円以下、65歳以上では158万円以下)であることが必要です。

○配偶者(控除額：表1)

老人配偶者(控除額：表1。70歳以上(昭和24年1月1日以前生まれの方))

あなたの合計所得金額によって控除額が異なります。詳しくは、「平成30年度の申告と比べて主に変った点」をご覧ください。

- 一般扶養(控除額33万円) 16歳以上19歳未満(平成12年1月2日～平成15年1月1日生まれの方) 23歳以上70歳未満(昭和24年1月2日～平成8年1月1日生まれの方)
- 老人扶養(控除額38万円) 70歳以上(昭和24年1月1日以前生まれの方)
- 特定扶養(控除額45万円) 19歳以上23歳未満(平成8年1月2日～平成12年1月1日生まれの方)
- 同居老親等(控除額45万円。あなたやあなたの配偶者が、老人扶養親族である直系の尊属(父母・祖父母等)と常に同居している場合に受けられる控除です。)

●16歳未満の扶養親族 ※控除額はありません。

16歳未満(平成15年1月2日以降生まれの方)

●配偶者特別控除(控除額：表2)

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下の場合に受けられる控除です。詳しくは、「平成30年度の申告と比べて主に変った点」をご覧ください。

●障害者控除

扶養親族が障害者控除の対象となる場合は本人対象の控除と同様の控除が受けられます。(③本人対象の控除：表4参照)なお、扶養親族が特別障害者であった又はあなたと生計を一にする他の親族と同居を常況としている場合は、53万円の控除が受けられます。(同居特別障害者控除)

⑥寄附金に関する事項

あなたが平成30年中に年間2千円を超える寄附(控除の対象となる寄附先に限る)をした場合、税額から控除されます。●控除の対象となる寄附先は、①都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)、②住所地の都道府県共同募金会、住所地の日本赤十字社の支部、③都道府県又は④市区町村が条例で指定した団体(学校法人・社会福祉法人等)です。※東日本大震災等の日本赤十字等の募金団体への寄附金の場合でも、最終的に地方公共団体等へ拠出される場合は、ふるさと納税(①)に該当する場合があります。該当するかどうかは各募金団体へ確認してください。

※②の寄附金については、寄附の種類によって控除額が異なります。

控除額 a = (寄附金の合計額と総所得金額等の30%のいずれか少ない方の金額－2千円) × 控除率10% (市民税6%、都民税4%) ※ただし、都又は市の一方のみが条例で指定した団体への寄附については、該当する一方の控除率のみを適用

【ふるさと納税】上記控除額 a に下記の特例控除額が加算されます。特例控除額 b = (地方公共団体への寄附金額－2千円) × [90%－(0～40% (寄附者に適用される所得税の限界税率)) × 1.021 (復興特別所得税率)] (市民税・都民税の所得割額の20%を限度)

⑦住宅借入金等特別税額控除に関する事項

平成21年から平成30年末までに入居し、平成30年分の所得税において住宅借入金等特別控除の適用を受けている方で、かつ所得税から控除されなかった住宅借入金等特別控除額がある方は下記の額が税額から控除されます。

●住宅借入金等特別税額控除の計算方法 ①と②のいずれか少ない方の金額

- ①「所得税の住宅借入金等特別控除額」－「平成30年分の所得税額(住宅借入金等特別控除前)」
- ②平成30年の所得税における「課税総所得金額」「課税退職所得金額」「課税山林所得金額」の合計額の5%(97,500円が限度) ※平成26年4月以降に入居し、かつ消費税率8%が適用された住宅取引の場合は7%(136,500円が限度)

⑧配当割額控除額

●平成30年中に配当割(税率5%)が特別徴収された特定配当等について期日までに申告した場合は、特別徴収された配当割(5%)を税額から控除又は充当・還付します。

町田市から お引越しされる方へ…

新しい住所に住み始めた日から**14日以内**に
お引越し先の市区町村で転入の手続きをしてください。

転入の手続きには、次のものがが必要です。

- 町田市からの転出証明書
- 本人確認書類（運転免許証・パスポート・マイナンバーカード・健康保険証 など）
- 通知カード または マイナンバーカード
- 住民基本台帳カード（お持ちの方）
- 在留カード または 特別永住者証明書（外国人の方）
- 印鑑（インク浸透印可）

—メモ欄—

- 14日を過ぎても、転入のお手続きはできますが、**各種行政サービスが受けられなくなってしまう可能性があります**。また、正当な理由なく手続きが遅れると、**50,000円以下の過料が課せられる場合もあります**。
- 土曜日、日曜日も手続きができる場合があります。
お引越し先の市区町村にお問い合わせください。
 - ・町田市の住民票や印鑑証明書は、転出証明書に記載されている異動年月日の前日まで、発行ができます。手続きには、必ず転出証明書をお持ちください。
 - ・転出先の市区町村でマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードの住所変更をする際は、カード交付時に設定した暗証番号が必要です。ただし、転入の手続きが遅れてしまうと住所変更ができない場合もあります。
 - ・本人以外の方が、転出の手続きの後に課税・非課税証明書、納税証明書等の税務証明書の交付申請をする際には、委任状が必要になります。

町田市役所代表電話（受付時間：午前7時～午後7時）
TEL 042-722-3111 FAX 042-724-5600
mail 5656@machida.call-center.jp

詳しい内容は、担当課へおたずねください。

	町田市でのお手続き	新住所地でのお手続き
通知カード (市民課)		記載内容の変更等がありますので、通知カードをご提示ください。
マイナンバーカード (市民課)	署名用電子証明書は、失効します。	継続利用の手続きが必要となりますので、転入日から14日以内かつ転出予定日から30日以内にマイナンバーカードをご提示ください。カード交付申請中だった方は再度申請手続きをしてください。
住民基本台帳カード (市民課)	電子証明書は、失効します。	継続利用の手続きが必要となりますので、転入日から14日以内かつ転出予定日から30日以内に住民基本台帳カードをご提示ください。
在留カード (市民課)		記載内容の変更等がありますので、在留カードをご提示ください。
特別永住者証明書 (市民課)		記載内容の変更等がありますので、特別永住者証明書をご提示ください。
印鑑登録 (市民課)	転出(予定)日をもって自動的に廃止になります。印鑑登録証(カード)は、お返しいただくか、破棄してください。	必要な方は、新たに登録の手続きをしてください。
国民健康保険 (保険年金課)	保険証及びその他各種医療証は、お返しください。 〒194-8520 町田市役所 保険年金課 保険加入係 宛	国民健康保険加入の手続きが必要です。
国民年金 (保険年金課)		受給者の方で受取口座を変更される場合は、手続きが必要です。
児童手当 (子ども総務課)	届出をしてください。 保護者のみ、お子様のみの転出でも手続きが必要です。	転出予定日の翌日から15日以内に届出をしてください。 保護者のみの転入でも手続きが必要です。
医療費助成 (子ども総務課)	届出をしてください。 保護者のみ、お子様のみの転出でも手続きが必要です。	届出をしてください。 お子様のみの転入でも手続きが必要です。 必要書類は、新住所地にご確認ください。
公立小中学校 (学務課)	今まで在学していた学校からお受け取りください。 ◎在学証明書 ◎教科書給与証明書	転入届出時にお持ちください。 ◎在学証明書 ◎教科書給与証明書
後期高齢者医療 (保険年金課)	後期高齢者医療証をお返しください。 〒194-8520 町田市役所 保険年金課 高齢者医療係 宛	後期高齢者医療の手続きが必要です。
介護保険 (介護保険課)	介護保険被保険者証をお返しください。 介護認定を受けている方は、介護保険受給資格証明書をお受け取りください。	介護認定を受けている方は手続きが必要です。 転入日から14日以内に届出してください。 ◎介護保険受給資格証明書
125cc以下のバイクをお持ちの方 (市民税課)	ナンバープレート・標識交付証明書・所有者の印鑑をお持ちのうえ、廃車手続きを行い、廃車申告受付書をお受け取りください。	廃車手続きを済ませた方は、廃車申告受付書・所有者の印鑑をお持ちください。 町田市で廃車手続きをしないで新住所地で登録する方は、新住所地の担当課に直接お問い合わせください。
母子健康手帳		母子健康手帳はそのままお使いいただけます。 都外へご転出の方は、町田市の妊婦健康診査受診票等は使用できなくなりますので、新住所地の担当課にご確認ください。

住所変更の手続きのお願い

町田市で居住の調査を行った結果、〇〇 〇〇様が住んでいる確認ができませんでした。お引越しをされている場合は、早急に住所変更の手続きが必要です。変更のない場合は、お手数ですが下記までご連絡をお願いいたします。

1. 手続きの期限

平成31年1月23日まで

2. 手続きに必要なもの

- ・本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証など）
- ※国民健康保険証をお持ちの方はご持参ください。

3. 手続きができる窓口

- ・町田市役所市民課（市役所1階 102窓口）
- ・各市民センター（忠生、鶴川、南、なるせ駅前、塚、小山）

※町田市内の住所変更は、窓口の受付のみですが、**町田市外への住所変更は、郵送でも手続きができます。**

① 申請書

同封の申請書に氏名、生年月日、引越し先の住所、異動年月日（町田市から引越した日）、電話番号、町田での住所・世帯主を記載し、押印してください。

② 返信用封筒

82円切手を貼付して、送付先住所氏名を記載してください。

③ 本人確認書類のコピー

①+②+③を用意し、下記まで送付してください。

〒194-8580 町田市役所市民部市民課
☎042-724-2123（直通） 担当：福田

*この通知が行き違いになりました際はご容赦ください。

194-8520

重要

東京都町田市 森野2丁目2番22号

〇〇 〇〇 様

平成31年 1月 9日

東京都町田市長 石 阪 丈 一

右記のとおり通知します。

194-8520

重要

東京都町田市 森野2丁目2番22号

〇〇 〇〇 様

平成 31 年 1 月 23 日

東京都町田市長 石 阪 丈 一

右記のとおり通知します。

(B)

住所変更の手続きのお願い（督促）

このことについて、平成 31 年 1 月 9 日 付で通知しましたが、まだ住所変更の手続きがされておられません。

下記期日までに届出がない場合、住民基本台帳法第 8 条の規定により、平成 31 年 2 月 6 日付であなたの住民登録を削除いたします。

※住所の変更の手続きが遅れてしまうと、50,000円以下の過料の対象となる場合があります。また、住民登録が削除されますと各種行政サービスが受けられなくなってしまうます。

1. 手続きの期限

平成 31 年 2 月 6 日まで

2. 手続きに必要なもの

- ・本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証など）
- ※国民健康保険証をお持ちの方はご持参ください。

3. 手続きができる窓口

- ・町田市役所市民課（市役所1階 102窓口）
- ・各市民センター（忠生、鶴川、南、なるせ駅前、塚、小山）

※町田市外へのお引越は、郵送で手続きができます。
町田市外への住所変更は、郵送でも手続きができます。

① 申請書

同封の申請書に氏名、生年月日、引越し先の住所、異動年月日（町田市から引越した日）、電話番号、町田での住所・世帯主を記載し、押印してください。

② 返信用封筒

8 2 円切手を貼付して、送付先住所氏名を記載してください。

③ 本人確認書類のコピー

①+②+③を用意し、下記まで送付してください。

〒194-8580 町田市役所市民部市民課

☎042-724-2123（直通）担当：福田

*この通知が行き違いになりました際はご容赦ください。

スマホだけでは、守りきれないものがある。

町内会・自治会には、顔の見えるジモトのネットワークがあります。町田をジモトに。あなたも町内会・自治会に加入しませんか。加入に関するご案内は、裏面をご覧ください。

町田市町内会・自治会連合会／町田市市民協働推進課

町内会・自治会は、会費をもとに次のような活動を行っています。



お祭りの運営



防災備蓄品の購入



ふれあいイベント



集会施設の維持管理

※会費や活動内容は、町内会・自治会によって異なります。
※町田市町内会・自治会連合会のホームページでもご紹介しています。

町田市 市連

検索

加入手続きのご案内

①か②のいずれかの方法でお申込みください。
いただいた情報は市が町内会・自治会に引き継ぎます。後日役員から連絡があります。

①メールで申し込む

QRコード®を読み取り、
画面の案内にしたがって
市民協働推進課へメール
を送信してください。



②加入希望書で申し込む

加入希望書に必要事項を記入のうえ
窓口または郵送でご提出ください。

【提出先】

〒194-8520

町田市森野2-2-22

町田市市民協働推進課(市庁舎2階)

※各市民センターでも受け付けます。



町内会に加入しようかしら？



自治会ってなあに？

【問い合わせ先】

町田市市民協働推進課

電話：042-724-4358 FAX：050-3085-6517

Mail：siminbu130@city.machida.tokyo.jp

キリトリ

町内会・自治会加入希望書

下記のとおり、町内会・自治会への加入を希望いたします。

年 月 日

フリガナ 世帯主名		電話	
住所	町田市		
メール アドレス			

※お預かりした個人情報は、町内会・自治会の加入目的のみに使用します。

生活保護について

更新日：2018年10月16日

生活に困っている、生活保護を利用したいと思ったら、生活援護課に相談してください。

生活保護とは

日本国憲法で定められた「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するとともに、自立した生活が送れるよう支援することを目的とした制度です。

世帯全員の収入や資産、能力、その他さまざまな制度を生活のために活用しても、「健康で文化的な最低限度の生活」を送るために必要な費用として、国によって決められている「最低生活費」を下回っている世帯に対して、不足する部分を補うために金銭の支給や医療サービスの支援などを行います。

※暴力団員は、原則として生活保護を受給することはできません。

(1) 資産の活用とは

不動産、預貯金、生命保険、有価証券、高価な貴金属、自動車などは、原則として保有は認められませんので、売却したり解約したりして生活費にあてる必要があります。

ただし、一部保有が認められるものもありますので、詳しくは相談してください。

(2) 能力の活用とは

働くことができるかたは、その能力に応じてできる範囲で働き、収入を得る努力をする（働いていない場合は、働くための努力をする）ことが必要です。

(3) 最低生活費について

 [厚生労働省ホームページ](#) 生活保護制度

ページ内に最低生活費の計算方法、また具体的な生活保護支給額の目安が記載されたQ&Aへのリンクがあります。

世帯単位の原則

生活保護は、原則として一緒に生活している家族全員をひとつの世帯として適用します。

現在一時的に入院中のかたや介護老人保健施設等に入所されているかたも同じひとつの世帯とみなします。

世帯の一部のかたのみで利用することはできません。生活保護は住民登録よりも生活実態を優先して判断します。

ただし、例外的な取り扱いもありますので、詳しくは相談してください。

生活保護利用までの流れ

(1) 相談する

相談は平日の午前8時30分から12時、午後1時から5時までですが、相談には時間がかかりますので、なるべく午前11時、午後は4時までに生活援護課（市庁舎1階 109）へお越しください。

相談日時の予約ができますので、できるだけ電話で予約をお取りください。

相談時には、ご家庭の事情や資産の有無、ご親族との交流状況などを確認します。相談の中で、生活保護やその

 [申請書一覧](#) [施設一覧](#) [メール配信](#)

便利メモ

- よくある質問と回答 (FAQ)
- 市役所の課別業務案内
- 市庁舎案内
- 市へのお問い合わせ

これにも注目

- 生活援護課
- 生活にお困りの方はぜひご相談ください
- 薬局・店舗販売業における掲示及び販売記録について
- 福祉用具購入費支給申請
- 2018年度介護保険制度の改正について

市政ノート

- 町田市地域防災計画
- 多摩都市モノレール町田方面延伸促進
- 町田生きもの共生プラン
- 新たなごみの資源化施設建設
- 町田市便利なバス計画
- 町田市中心市街地整備構想

まちテレ

地図情報まちだ

他の制度について詳しく説明を聞き、どの制度を活用するのがよいか検討してください。

町田市役所

〒 ([地図を見る](#))

(2) 申請する

生活保護の利用には、本人の意思で申請をすることが必要です。何らかの事情で本人が申請できないときは、ご親族などが代理で申請することもできます。

生活保護の申請は、生活援護課に書類を提出します。申請後の調査に必要な書類や、資産状況などが確認できる資料なども提出していただくようお願いすることがあります。

[このサイトについて](#) [個人情報の取扱い](#)

ght Machida City. All rights reserved.

(3) 調査を受ける

● 生活状況

生活援護課の職員がご家庭を訪問し、お住まいの状況について確認します。

確認にあたっては、その制度上、プライバシーに関することについてうかがうこともあります。ご協力をお願いします。

● 資産

銀行や生命保険会社などに資産調査を行います。

● 健康状態

病気や障がい、その他の理由で働けないかたは、医師などの意見を参考に問題解決に向けた支援をしていきます。

● ご親族との交流状況

親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務があるかたから援助を受けることができる場合は、受け取ってください。

ただし、扶養義務があるかたが扶養しないことを理由に生活保護の利用ができないということはありません。

● 活用できそうな制度

生活保護以外にも、各種年金や手当、医療助成、社会保障制度など、生活を支えるためのさまざまな公的な制度があります。

活用できる制度がある場合には、それらを優先して活用してください。

(4) 審査の結果を聞く

生活援護課の職員がさまざまな調査をしたあと、生活保護の利用ができるかどうかの審査をします。

審査にあたっては、生活費や住居費、医療費などを合計した最低生活費と、給料、各種年金や手当、養育費などを含む世帯全員の収入とを比較して判定します。

図のように、最低生活費に対し世帯の収入が不足している場合は、生活保護を利用して不足分を補います。**収入が最低生活費を超える場合には、生活保護の利用ができません。**

審査の結果は原則として申請日から14日以内にお知らせします。

◎ 保護が受けられる場合（例）

《 最低生活費 》 ※厚生労働大臣が定める基準で計算されます。

日常生活に必要な費用 + アパート等の家賃 + 義務教育を受けるために必要な学用品費 +
高校等への修学に必要な費用 + 就労に必要な技能の修得等にかかる費用 +
医療サービスの費用 + 介護サービスの費用 + 葬祭にかかる費用

※ 収入が最低生活費を下回る場合は、その不足分のみ保護が必要と判断されます。

《 世帯全員の収入 》

給料、各種年金や手当、養育費などを含む世帯の全収入

※給料収入については、一部収入としてみない部分(控除)があります。

《 不足分 》

生活保護

生活保護の利用開始後に気をつけること

- 保護費以外に何か金銭を得た場合は、収入として生活援護課の職員に必ずすみやかに申告をしてください。
- 働くことができるかたは能力に応じて働き、収入を得る努力をしてください。仕事がなかなか見つからない場合は、就労支援員が求職活動のアドバイスをしますので、積極的に求職活動を行なってください。
- 計画的な支出と節約を心がけて、最低生活費の範囲内で生活ができるよう工夫してください。
- 生活援護課の職員は、定期的にご家庭を訪問し、生活状況をうかがいます。また、適切な保護の実施のために必要と判断したときは、指導や指示を行うことがありますので、従ってください。

関連情報

▶ [地域福祉部 生活援護課](#)

課の業務案内です。

このページの担当課へのお問い合わせ

担当課： 地域福祉部 生活援護課

電話： 042-724-2134

FAX： 050-3101-1651

 [WEBでのお問い合わせはこちら（専用フォームへのリンク）](#)

より良いホームページにするために皆様のご意見をお聞かせ下さい

質問：このページの情報は役に立ちましたか。

役に立った 役に立たなかった どちらともいえない

質問：このページは見つけやすかったですか。

見つけやすかった 見つけにくかった どちらともいえない

質問：このページはどのようにしてたどり着きましたか。

トップページから順に サイト内検索 検索エンジンから直接 その他

質問：町田市ホームページはどれくらいの頻度でご覧になりますか。

はじめて ときどき いつも

ご意見がありましたらご記入ください。

ご質問や個人情報が含まれるご意見は、トップページ「市へのご意見」の「各課へのご意見・質問」をご利用下さい。

入力されたご意見は、より良いホームページにするための参考にさせていただきますが、回答はできませんのでご了承ください。

 送信

◀ [前ページに戻る](#)

▶ [このページの先頭に戻る](#)

要介護認定調査にご協力ください

認定調査とは・・・

認定調査とは、町田市または市が委託した事業所の認定調査員が、被保険者本人や家族に直接お会いし、国の基準に基づき心身の状態を確認する調査のことです。お体の動きを確認したり、いくつかの質問にお答えいただきます。

認定調査までの流れ

① 認定調査員から連絡

こちらの書類が届いてから1週間程度で、認定調査員が「認定申請書に記載された調査連絡先」へ連絡します。

◆ **調査日時と認定調査員の連絡先をお伝えします。**

【メモ欄】 忘れないよう下表に記録してください



調査日時	月	日 (曜日)	時	分
調査員名	事業所名			
連絡先	☎	()		

- ◆ 調査に同席する方がいる場合は、**同席する方に調査日時をお伝えください。**
- ◆ 入院等の都合により調査日時を変更する必要がある場合は、ご自身で調査員へ連絡してください。

② 認定調査当日

お約束した時間に認定調査員がご自宅等へ伺います。

◆ 調査にかかる時間は1時間～1時間30分程度です。

◆ 以下のような場合は、**認定調査を中止します。**

- ・認定調査に協力してもらえない
- ・不当な要求
- ・不適切な言動（性的・差別的発言、暴力等） 等…

◆ ペットを飼っている方は調査の妨げにならないようにご協力ください。



【問合せ先】

町田市 いきいき生活部 介護保険課 認定係調査担当

電話：042(860)6875 FAX：050(3101)6664

個人番号

介護保険 認定申請書

家族

申請日	年 月 日		町田市長 宛 次のとおり申請します。	
申請区分	新規 ・ 更新 ・ 区分変更(改善) ・ 区分変更(悪化) 【いずれかに○をつけてください】			
被保険者本人	被保険者番号	000	現在の区分等	なし 要支援 (1 ・ 2) 要介護 (1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5)
	フリガナ			(有効期間 年 月 日迄)
	氏名	(男・女)		生年月日 明・大・昭 年 月 日 (日 歳)
	住所	〒 - 電話番号 ()		
現在の居所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 入所 <input type="checkbox"/> 自宅外	病院・施設名	入院(所)期間 年 月 日 ~ 年 月 日 (予定)	★事務処理欄★ /
		所在地	〒 - 電話番号 ()	
申請者	氏名	住所	〒 - 電話番号 ()	
	フリガナ氏名	続柄()		
調査連絡先	フリガナ氏名	続柄()		★事務処理欄★ /
	電話番号(日中連絡先)	自宅・勤務先 携帯電話・その他 ()		
3か月以内に受診又は今後受診予定の医療機関等をご記入ください。医師への文書依頼及び手数料の支払いは町田市が行います。				
主治医	医療機関名	主治医氏名 () 科		
	所在地	〒 - 電話番号 () 最終受診月 年 月		
※40歳から64歳の方(2号)のみ記入	特定疾病名	※ 医療保険被保険者証の写しも添付してください。		
提出代行者 (居宅介護支援事業者等) 名称・所在地	※ 提出者が本人又は家族の場合は記入の必要はありません。			
伝言欄				
同意欄	私は、以下1及び2に同意します。 本人氏名 _____ 代筆者氏名 _____ (本人との関係:) 1 介護サービスの提供や医療行為のため必要があるとき、町田市が認定調査の内容等(*1)を医師等(*2)へお知らせすること。(同意しない場合、ご自身で町田市から情報を受領し、医師等に提供しなければなりません。) 2 【更新申請の方のみ】町田市が認定延期通知(*3)を省略すること。(ただし、有効期間内に認定されない場合は通知いたします。) (本人との関係:)			

(*1) 認定調査の内容等＝認定調査の内容、認定審査会の判定結果・意見、主治医意見書の記載内容。
 (*2) 医師等＝主治医意見書を作成した医師、高齢者支援センター、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、介護施設。
 (*3) 認定延期通知＝申請した日から30日以内に認定されない場合に、町田市が被保険者に対して、認定までに要する期間及び認定が遅れている理由をお知らせすること。

★事務処理欄★ ※介護保険被保険者証をお持ちの方は添付してください

受付者名 ()	被保証回収 (有・無)	<input type="checkbox"/> 2号該当 医療保険被保険者証写し有
<input type="checkbox"/> コピー不要	<input type="checkbox"/> 特記事項	<input type="checkbox"/> 後見人有 登記事項証明書原本有

10. 認可保育施設一覧

各施設の詳細は、まちだ子育てサイト及び各施設のホームページにてご確認いただけます。

※一時保育、定期利用、送迎保育（P.31参照）は2018年度9月1日時点の実施状況です。

※分園は独立した保育園ではなく本園の一部ですが、本園とは別の場所で運営する施設です。



認可保育所一覧はこちら→

認可保育園

地域	地図番号	保育園名	所在地 電話番号	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	一時保育	定期利用	送迎保育	保育標準時間	保育短時間	延長保育
堺地域	1	市立こうさぎ	相原町792 042-772-3034	96	6	10	12	20	23	25	○			7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 19:00
	2	クローバー	相原町3338-1 042-782-4401	84	9	12	15	16	16	16				7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 19:00
	3	かえで	小山町775 042-798-0511	100	12	16	18	18	18	18	○			7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 20:00
	4	小山	小山町954 042-797-3042	140	15	25	25	25	25	25	○	○		7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 19:00
	5	多摩境敬愛	小山町4464 042-775-1470	80	9	10	12	16	16	17	○			7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 20:00
	6	サンフィール本園	小山町4604-2 042-700-8852	140	6	14	20	28	28	28	○	○		7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 20:00
	7	サンフィール分園 (なののはな)	小山町3166-1 042-775-6300		8	8	3歳~自動継続 サンフィール本園 に継続して在園			7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 20:00				
	8	もみの木	小山ヶ丘1-3-2 042-860-0515	100	6	10	18	22	22	22	○			7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 20:00
	9	敬愛桃の実	小山ヶ丘3-28 042-770-1113	30	6	12	12	3歳~保育の利用 申込みが必要です (P.61参照)			7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 20:00			
	10	かりん	小山ヶ丘1-10-2 042-860-0250	90	6	15	15	18	18	18	○	○		7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 20:00
忠生地域	11	桜台	小山田桜台1-18 042-797-5131	88	9	13	15	17	17	17	○			7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 19:00
	12	ひかりの子本園	木曽西1-34-1 042-793-6836	129	3	5	25	25	25	25	○		○	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 20:00
	13	ひかりの子分園 (ぶどうの木)	木曽西3-9-7 042-793-1377		9	12	2歳~自動継続 ひかりの子本園 に継続して在園			7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 19:00				
	14	アスク木曽西	木曽西3-18-2 042-789-2320	60	/	10	12	12	12	14	○			7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 20:00
	15	第二わかくさ	木曽西5-1-1 042-794-4666	53	/	7	10	12	12	12	○	○		7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 20:00
	16	すずらん	木曽東2-3-22 042-728-0270	40	/	7	7	8	9	9				7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 20:00
	17	すみれ	木曽東2-8-1 042-723-3229	120	9	15	20	25	25	26	○			7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 19:00
	18	木曾	木曽東4-13-7 042-792-0361	100	6	18	19	19	19	19	○			7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 20:00
	19	しぜんの国	忠生2-5-3 042-793-4169	162	19	22	29	30	31	31	○	○		7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 20:00

地域	地図 番号	保育園名	所在地		定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	一時 保育	定期 利用	送迎 保育	保育 標準時間	保育 短時間	延長保育
			電話番号														
町 田 地 域	20	子どもの森	常盤町2970-1 042-798-7321	102	9	15	18	20	20	20	○				7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 20:00
	21	こっこのもり	常盤町3028-3 042-797-0611	37	6	14	17	3歳~自動継続 子どもの森幼稚園に 継続して在園						7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 19:00	
	22	町田ときわ	常盤町3465-1 042-797-3345	110	9	15	20	22	22	22	○				7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 19:00
	23	まなざし	根岸1-2-3 042-793-3216	110	12	18	20	20	20	20					7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 20:00
	24	市立山崎	山崎1-2-14 042-792-0155	122	6	20	24	24	24	24	○				7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 20:00
	25	ユニケ	山崎町457 042-791-0800	78	9	12	14	14	14	15			○		7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 19:00
	26	たかね第二	山崎町1540-3 042-793-6736	131	16	23	23	23	23	23					7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 20:00
	27	たかね	山崎町2160-4 042-791-2705	159	12	18	30	32	33	34					7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 19:00
	28	カナリヤ	山崎町2130 042-794-6590	33	/	15	18	3歳~自動継続 カナリヤこども園 に継続して在園					○		7:30~ 18:30	8:30~ 16:30	—
	29	玉川さくら	玉川学園3-35-48 042-725-2166	67	9	10	12	12	12	12	○	○			7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 19:00
	30	未来保育CLUB	中町1-31-4 NTT町田ビル1F 042-729-8228	75	8	9	13	15	15	15	○				7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 21:00
	31	こひつじ本園	原町田2-11-5 042-722-2672	166	9	15	20	33	33	33	○				7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 19:00
	32	こひつじ分園	原町田2-18-3 042-739-2251		/	10	13	3歳~自動継続 こひつじ本園 に継続して在園							7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 19:00
	33	なごみ第二	原町田3-19-6 042-739-3753	100	6	14	20	20	20	20			○		7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 20:00
	34	なごみ	原町田5-1-5 042-724-0753	87	6	15	15	17	17	17					7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 20:00
	35	太陽の駅 子前	原町田6-17-8 クオーレ1階 042-709-7177	39	9	15	15	3歳~保育の利用 申込みが必要です (P61参照)							7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 20:00
36	市立町田	原町田6-26-15 042-722-2679	89	6	6	10	20	23	24	○				7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 22:00	
37	赤ちゃんの家	原町田6-27-10 042-726-9558	87	12	15	15	15	15	15	○				7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 20:00	
38	本町田わかくさ	本町田29-8 042-723-2789	70	/	10	15	15	15	15	○		○		7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 19:00	
39	わかば	本町田2591-20 042-726-1007	105	9	16	20	20	20	20					7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 20:00	
40	草笛	本町田3133-5 042-725-2652	133	9	15	18	25	33	33	○	○	○		7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 20:00	

地図 番号	保育園名	所在地	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	一時 保育	定期 利用	送迎 保育	保育 標準時間	保育 短時間	延長保育
		電話番号													
町 田 地 域	41 開進こども	本町田3350-38 042-711-6901	50	/	20	30	3歳～自動継続 開進幼稚園 に継続して在園					○	7:30～ 18:30	8:30～ 16:30	—
	42 森野三丁目	森野3-11-16 042-710-7888	66	6	12	12	12	12	12				7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
	43 もりの聖愛	森野4-8-10 042-722-0352	100	10	16	17	19	19	19	○		○	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	44 光の森	森野5-21-5 042-720-8423	100	6	14	20	20	20	20	○			7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
	45 まちっこ	南大谷1400-1 042-785-5650	80	9	15	18	18	12 ※ ¹	8 ※ ¹				7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	46 (仮)町田 プチ・クレイシュ	原町田6-28-19 フジビル98 1F 042-727-9188	80	6	14	15	15	15	15				7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
南 地 域	47 もりのおがわ	小川1-11-2 042-788-7025	118	9	20	20	23	23	23	○			7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
	48 光の原	南町田1-3-48 042-788-5381	100	6	14	20	20	20	20	○			7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
	49 こびとのもり	小川6-1-32 042-850-5423	93	9	15	15	18	18	18	○			7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
	50 こばと	金森6-37-18 042-796-3628	65	9	9	11	12	12	12	○			7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	51 こうりん	金森7-6-1 042-725-7070	100	9	15	18	19	19	20				7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	52 市立金森	金森東1-12-16 042-723-3664	100	8	12	15	20	22	23	○			7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	53 ねむの木	金森東3-17-25 042-706-0733	55	6	9	10	10	10	10				7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	54 町田南	金森東4-36-8 042-796-8346	109	12	12	18	22	22	23				7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	55 高ヶ坂	高ヶ坂6-2-10 042-727-2373	70	9	10	11	12	13	15				7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
	56 高ヶ坂ふたば	高ヶ坂7-26-6 042-720-8215	75	9	11	13	14	14	14	○			7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
	57 成瀬くりの家	成瀬1-5-1 042-710-8177	100	9	15	16	20	20	20	○	○		7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	58 町田わかかさ本園	成瀬7-10-7 042-728-0288	160 (165) ※ ²	15	15	30	35	35	30 (35) ※ ²	○	○		7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	59 町田わかかさ分園	南成瀬1-8-7 成和ビル1F 042-850-9593	15	/	15	2歳～自動継続 町田わかかさ本園 に継続して在園				○			7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	60 成瀬南野	成瀬が丘3-22-1 042-795-2101	80	9	10	12	15	17	17				7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	61 田園	南町田3-1-1 042-795-1081	66	/	9	11	13	16	17				7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00

※1 定員変更の予定があります。2020年度以降は、P.61「定員変更の予定がある保育園」をご覧ください

※2 町田わかかさ保育園については段階的に定員変更を行い、2020年4月に()書きの定員になります

地 区 番 号	保 育 園 名	所 在 地	定 員	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	一 時 保 育	定 期 利 用	送 迎 保 育	保 育 標 準 時 間	保 育 短 時 間	延 長 保 育	
		電 話 番 号														
南 地 域	62	ハッピードリーム鶴間本園	南町田4-22-7 042-796-3322	116	11	15	18	24	24	24	○			7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 20:00
	63	ハッピードリーム鶴間分園 (ハッピードリームアネックス)	南町田4-16-31 042-850-6068	26	6	10	10	3歳~自動継続 ハッピードリーム鶴間本園または南つくし野に継続して在園※3					7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 20:00	
	64	南つくし野	南つくし野2-17-1 042-788-5228	93 ※4	9	12	15	19	19	19	○			7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 20:00
	65	レイモンド南町田	鶴間8-4-30 クレインドビル1F 042-706-9641	60	6	10	11	11	11	11				7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 20:00
鶴 川 地 域	66	ぼっぼの森	大蔵町410 042-860-1515	81	6	15	15	15	15	15	○			7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 20:00
	67	井の花	大蔵町530-1 042-708-9541	53	/	7	10	12	12	12				7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 20:00
	68	市立大蔵	大蔵町1984 042-735-3600	120	6	15	20	25	26	28	○			7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 20:00
	69	つるかわ	大蔵町2177-2 042-735-5562	120	10	16	22	24	24	24				7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 19:00
	70	小野路本園	小野路町1416 042-735-2314	127	/	15	22	23	23	23	○			7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 19:00
	71	小野路分園	野津田町1084-1 042-708-0231	16 ※5	5	2歳~自動継続 小野路本園 に継続して在園※6					○			7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 19:00
	72	ゆうき山	金井町2938-14 042-737-7607	87	9	12	15	17	17	17				7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 19:00
	73	花の木	真光寺3-1-6 042-734-6113	109	9	17	20	21	21	21	○	○		7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 20:00
	74	ききょう	鶴川1-16-7 042-735-2242	80	11	13	14	14	14	14	○ ※7	○		7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 19:00
	75	みどりの森	能ヶ谷4-7-19 042-708-8161	105	9	16	20	20	20	20	○			7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 20:00
	76	おひさま共同	野津田町498-1 042-736-6648	54	/	8	10	12	12	12				7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 20:00
	77	東平しらゆり	広袴町542 042-736-2276	100	9	14	17	20	20	20	○	○		7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 20:00
	78	東平ひまわり	広袴町543-1 042-736-2266	100	9	14	17	20	20	20	○			7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 20:00
79	三輪本園	三輪町1720-8 044-989-4639	8	8	1歳~自動継続 (1歳児)三輪分園 に継続して在園					○			7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 19:00	
80	三輪分園	三輪町1760-3 044-988-8287	19	/	19	2歳~自動継続 (2歳児以上)三輪あいこう に継続して在園					○		7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 19:00	
81	三輪あいこう	三輪町82-7 044-987-9871	84	/	/	21	21	21	21				7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 20:00	

※3 記載のいずれかの園に継続して在園することが可能です。ただし、各園の希望者の人数等によっては、選考により希望順の低い園に進級することがあります。

※4 2022年4月からの定員(予定)となります。2021年度までは在園児の進級状況に応じて、年齢別の定員に変動が生じます。

※5 1歳児からは小野路本園と小野路分園に分かれて継続して在園となります。

※6 2歳児以上は小野路分園から小野路本園への送迎があります。

※7 ききょう保育園の一時保育は本園以外の場所で行っています。 「なのはな」 042-735-8899 鶴川1-16-2

認定こども園

* 3・4・5歳児の定員は2号認定の人数です。



認定こども園一覧はこちら→

地域	地図番号	保育園名	所在地		定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	一時保育	定期利用	送迎保育	保育標準時間	保育短時間	延長保育
			電話番号														
忠生地域	82	町田自然幼稚園	忠生2-7-5 042-791-0015		220	/	25	30	55	55	55	○	○	○	7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 19:00
	83	正和幼稚園	山崎町2261-1 042-791-2746		100	/	/	18	27	27	28	○	○	○	7:30~ 18:30	8:30~ 16:30	—
	84	子どもの森幼稚園	常盤町3031-2 042-797-7631		100	/	/	/	25	30	45	○	○		7:00~ 18:00	8:30~ 16:30	18:01~ 19:00
	85	カナリヤこども園	山崎町2088-1 042-791-2290		90	/	/	/	30	30	30			○	7:30~ 18:30	8:30~ 16:30	—
	86	(仮)きそ幼稚園	木曾東1-27-26 042-722-5144		45	/	/	/	15	15	15				7:30~ 18:30	8:30~ 16:30	—
町田地域	87	玉川中央幼稚園	玉川学園2-3-27 042-725-8446		45	/	/	/	15	15	15				7:00~ 18:00	9:00~ 17:00	18:01~ 19:00
	88	開進幼稚園	本町田3350-24 042-725-7851		110	/	/	/	36	37	37	○	○	○	7:30~ 18:30	8:30~ 16:30	—
	89	さふらん	本町田2441 042-791-0036		88	/	10	18	20	20	20				7:30~ 18:30	8:30~ 16:30	—
南地域	90	光幼稚園	金森3-41-1 042-796-1912		40	/	/	/	10	15	15				7:00~ 18:00	8:00~ 16:00	—
	91	高ヶ坂幼稚園	高ヶ坂5-6-19 042-728-0321		70	/	/	/	20	25	25	○	○		7:30~ 18:30	8:00~ 16:00	—
鶴川地域	92	鶴川シオン幼稚園	大蔵町2216 042-735-3136		29	/	5	6	6	6	6				7:30~ 18:30	8:30~ 16:30	—



小規模保育園

地域	地図番号	保育園名	所在地		定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	一時保育	定期利用	送迎保育	保育標準時間	保育短時間	延長保育
			電話番号														
堺地域	93	プチもり	小山ヶ丘4-1-10 042-703-5545		19	6	6	7	3歳～自動継続 子どもの森幼稚園に 継続して在園※ ¹						7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
町田地域	94	たけとんぼ	森野2-24-15 042-709-3606		19	3	8	8	3歳～自動継続 玉川中央幼稚園 に継続して在園※ ²			○			7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 20:00
	95	つながり保育園・まちだ	原町田5-3-8 グランシャリオ町田1F 042-812-4808		19	/	9	10				○			7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	96	(仮)つながりづくり 保育園・原町田A	原町田5-5 042-850-8955 (正和学園 開園準備室)		19	6	6	7	3歳～自動継続 町田自然幼稚園 または正和幼稚園に 継続して在園※ ³ ※ ⁴						7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	97	(仮)つながりづくり 保育園・原町田B	原町田5-5 042-850-8955 (正和学園 開園準備室)		19	/	9	10							7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	98	(仮) さくらんぼ	森野1-7-11 パレス石川 1F 042-722-5144 (きそ幼稚園)		19	/	9	10	3歳～自動継続 きそ幼稚園または 境川幼稚園に 継続して在園※ ⁴						7:30～ 18:30	8:30～ 16:30	-
南地域	99	わかくさのおうち	成瀬が丘2-23-14 042-812-4394		17	/	8	9	3歳～自動継続 近隣の保育園に 継続して在園 ※ ⁵						7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	100	(仮)高ヶ坂なかよし	高ヶ坂5-26-1 042-728-0321 (高ヶ坂幼稚園)		19	/	9	10	3歳～自動継続 高ヶ坂幼稚園に 継続して在園						7:30～ 18:30	8:00～ 16:00	-
	101	(仮)成瀬なかよし	南成瀬4-10-4 042-728-0321 (高ヶ坂幼稚園)		19	/	9	10							7:30～ 18:30	8:00～ 16:00	-
	102	(仮) もりのこ第一	鶴間1-16-1 042-850-5423 (こびとのもり保育園)		19	6	6	7	3歳～自動継続 もりのおかわ保育園、 こびとのもり保育園、 高ヶ坂幼稚園 のいずれかに 継続して在園※ ⁴						7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	103	(仮) もりの子第二	鶴間1-16-1 042-850-5423 (こびとのもり保育園)		19	/	9	10							7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	104	(仮)成瀬フェリシア	南成瀬5-1-12 SKビル 1F 044-988-4074 (鶴川幼稚園鶴川女子 短期大学附属)		19	3	8	8	3歳～自動継続 鶴川幼稚園鶴川女子 短期大学附属※ ⁶ 、 高ヶ坂幼稚園、 町田南保育園 のいずれかに 継続して在園※ ⁴ ※ ⁷						7:30～ 18:30	8:30～ 16:30	18:31～ 19:00
	105	鶴川フェリシア	三輪町122-12 044-281-4077		19	/	9	10	3歳～自動継続 鶴川幼稚園鶴川女子 短期大学附属※ ⁶ 、 東平しらゆり保育園、 東平ひまわり保育園 のいずれかに 継続して在園※ ⁴						7:30～ 18:30	8:30～ 16:30	-
鶴川地域	106	(仮)東平ひなぎく	大蔵5002-2 鶴川メディカルモール202 042-736-2276 (東平しらゆり保育園)		19	6	6	7	3歳～自動継続 鶴川幼稚園鶴川女子 短期大学附属※ ⁶ 、 東平しらゆり保育園、 東平ひまわり保育園、 つるかわ保育園 のいずれかに 継続して在園※ ⁴						7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00
	107	(仮)東平なでしこ	大蔵5002-2 鶴川メディカルモール203 042-736-2276 (東平しらゆり保育園)		19	/	9	10							7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	18:01～ 19:00

※1 3歳児以上はプチもり保育園から子どもの森幼稚園への送迎があります。
 ※2 3歳児以上はたけとんぼ保育園から玉川中央幼稚園への送迎があります。
 ※3 つながり保育園・まちだの卒園後、3歳児以上はつながり保育園・まちだから町田自然幼稚園または正和幼稚園への送迎があります。
 ※4 記載のいずれかの園に継続して在園することが可能です。ただし、各園の希望者の人数等によっては、選考により希望順の低い園に進級することがあります。
 ※5 入園先は各園の受け入れ状況等により決定いたします。2018年度の実績：成瀬くりの家保育園、町田わかくさ保育園（本園）
 ※6 「鶴川幼稚園鶴川女子短期大学附属」は子ども・子育て支援新制度の適用を受けない幼稚園で、市の支給認定を受けずに入園することができます。保育料は園が設定するものとなります。詳細は園にお問い合わせください。
 ※7 3歳児以上は、希望者数により「鶴川幼稚園鶴川女子短期大学附属」への送迎の可能性があります。

家庭的保育者(保育ママ)

家庭的保育者(保育ママ)は0歳児から2歳児までの低年齢児保育室です。

3歳児以降も保育が必要な場合は、改めて申込みが必要です。

2歳児卒園後の保育の利用を引き続き希望し、3歳児の保育園等の申込みをするお子さんについては、優先して選考します。

家庭的保育者(保育ママ)一覧はこちら→



地域	地図番号	保育園名	所在地	電話番号	定員	開園時間※ ¹	連携保育園※ ² (卒園後の受け入れ先ではありません)
堺地域	108	プ チ コ パ ン	小山町3651-1	042-851-4300	5	8:30~16:30	サ ン フ ィ ー ル
	109	種 ま く 人	小山ヶ丘5-42-12	042-771-2442	5	8:30~16:30	多 摩 境 敬 愛
	110	テ ィ ン ク	小山町1618-103	042-719-6245	5	8:00~16:00	か え で
忠生地域	111	つ ぼ み	根岸2-16-5	042-793-0933	5	9:00~17:00	ひかりの子(本園・分園)
	112	M a m m y ' s	上小山田町442-24	042-860-0325	5	9:00~17:00	こ っ こ の も り
町田地域	113	A l o h a K e i k i	玉川学園4-23-14	042-729-7853	5	8:30~16:30	玉 川 さ く ら
	114	ぐ り ー ん び ー す	南大谷1165-6	042-723-5221	3	8:30~16:30	高 ケ 坂 ふ た ば
南地域	115	ス ナ グ ル ・ ポ ッ ト	高ヶ坂4-16-7	042-720-5235	5	8:30~16:30	高 ケ 坂
	116	こ ざ く ら ※ ³	成瀬1-2-8 エクセルメゾン式番館101	042-725-1378	5	9:00~17:00	町 田 わ か く さ
	117	こ だ も の い え ※ ³	南町田1-36-2	042-814-8211	5	8:30~16:30	光 の 原
	118	野 い ち ご	南町田3-44-60 キャロットハウス103	042-850-6343	5	8:00~16:00	ハ ッ ピ ー ド リ ー ム 鶴 間
鶴川地域	119	ひ だ ま り	金井4-19-37	042-737-4630	5	8:00~16:00	つ る か わ
	120	な な く さ	能ヶ谷7-23-31 きのかの家102	042-738-7059	5	9:00~17:00	東 平 し ら ゆ り
	121	に じ の 丘	能ヶ谷6-28-20	042-736-7699	5	8:15~16:15	み ど り の 森
	122	ゆ り か ご	能ヶ谷5-8-11	042-734-4752	3	9:00~17:00	き き よ う
	123	ほ ほ え み	三輪緑山3-2106-25	044-712-7900	5	9:00~17:00	三 輪

※1 家庭的保育者(保育ママ)の利用時間は8時間(保育短時間)のみです。

※2 連携保育所・・・集団保育の経験や、家庭的保育者の休暇時等に代替保育を連携保育園(認可保育園)で実施します。

なお、『Mammy's』の代替保育は桜台保育園です。

※3 『こざくら』・『こどものいえ』は2020年度末をもって、閉室となります。

(1)定員変更の予定がある保育園

下記の保育園については、定員変更を行う予定があります。今後の定員は以下のとおりです。
このほかに定員変更がある場合は、まちだ子育てサイトでお知らせします。

《まちっこ保育園》

年度	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
2020	9	15	18	18	18	12	90
2021以降	9	15	18	18	18	18	96

(2)0歳児から2歳児クラスまで(低年齢児)の保育

低年齢児保育は主に0歳児から2歳児までを対象としており、3歳児以降の保育は行っておりません。
3歳児以降も保育を希望される方については、下記の点に注意してください。

《敬愛桃の実保育園、太陽の子町田駅前保育園、家庭的保育者（保育ママ）に入園し、3歳児以上も引き続き保育を希望する場合》

→改めて保育の利用申込みが必要です。4月入園の受付の時に忘れずに申込みをしてください。また、2歳児卒園後の保育の利用を引き続き希望するお子さんについては、優先して選考を行います。

《小規模保育園等、3歳児以降も継続して在園できる保育園等に在籍している場合》

→市への利用申込は不要です。継続して在園できる保育園等が複数ある場合は、ご家庭の意向や進級先の園の定員等によって決定します。

見本市・展示会 を活用して ビジネスチャンス拡大!!

産業見本市等の展示会の活用は、新規顧客の獲得や、自社商品の販路拡大に有効です。
これまで展示会に出展したことがない方や、出展の意欲はあるけれど、効果的な方法が分からないという方、このセミナーで新たなビジネスチャンスの獲得に挑戦してみませんか？
セミナー終了後には、希望者を対象に個別相談会を実施しますので、是非ご参加ください！

セミナー概要

日時：2018年0月00日（月） 午後2時～午後4時

〈セミナー〉 午後2時～午後3時30分

※午後1時30分受付開始

〈個別相談会〉 午後3時30分～午後4時

内容：・商談につなげるための展示会の活用方法について
・展示会で引き合いのあった顧客との商談方法について
・町田市の展示会等の補助金について（市内事業者向け）

費用：無料

対象：市内事業者の皆さまを中心に、ご興味のある方は、どなたでもご参加いただけます。

会場：町田市庁舎2階 市民協働おうえんルーム
（町田市森野2-2-22）

定員：セミナー 40名 / 個別相談会 2名
※どちらも先着順

申込方法：裏面参照

出展時に、
町田市から最大
**20万円の
補助**

メニューが
あるらしいよ！



このセミナーで
見本市・展示会の
活用方法を
聞いてみよう！



講師紹介

町田 太郎（まちだ たろう）

☆東京都よろず支援拠点チーフコーディネーター
中小企業診断士

年間約 3,000 社の相談を受け、販路拡大等を支援。
一過性の売上増ではなく、個々の事業者の特徴、事情、
個性に即して事業ステージを確実に進めていく『コン
サルティング』がモットー！



申込方法

以下のいずれかの方法で、東京都よろず支援拠点事務局宛にお申し込みください。

- ①参加申込書に記載の必要事項をメール (yorozu@tasb.jp) にて送付。
- ②下記の参加申込書に記入し、FAX (03-6205-4739) にて送付。

参加申込書

事業所名			
所属部署名			
【必須】 申込者 (代表の方)	(フリガナ)	【必須】 参加人数	人
【必須】 住所			
【必須】 電話番号			
メールアドレス			
個別相談会の 参加希望	<input type="checkbox"/> 希望する		<input type="checkbox"/> 希望しない
	上記で「希望する」を選択した場合) 相談内容として当てはまるものに☑をいれてください (複数選択可)。 <input type="checkbox"/> 展示会による販路拡大 <input type="checkbox"/> その他販路拡大 <input type="checkbox"/> 経営戦略 <input type="checkbox"/> 資金調達・会計 <input type="checkbox"/> 人事・人材・労務 <input type="checkbox"/> 事業拡大・海外展開 <input type="checkbox"/> 情報・IT <input type="checkbox"/> 商品・製品・技術開発 <input type="checkbox"/> その他 ()		

※定員に達した時点で申込みを締め切らせていただきます。

定員に達し、ご参加いただけない場合は、事務局からご連絡させていただきます。

※ご記入いただいた情報は、本事業における本人確認、参加者名簿の作成、東京都よろず支援拠点からの各種情報提供、実態調査・分析のために使用することがあります。

問い合わせ先

- 東京都よろず支援拠点 TEL 03-6205-4728
- 町田市経済観光部産業政策課 TEL 042-724-3269
- 【主催】 町田市、東京都よろず支援拠点
- 【後援】 町田商工会議所、町田新産業創造センター

よろず支援拠点とは

国 (中小企業庁) が全国に設置している経営相談所です。中小企業・小規模事業者の皆さまが抱えている、経営上のあらゆる相談に何度でも無料で対応します。東京都の相談拠点は、「新橋」と「東大和」の2箇所です。この他にも、各種セミナー等においても、相談に対するアドバイスを行っていますので、ぜひご活用ください。

町田市役所からのお知らせ

ごみ資源化施設 建設NEWS

広報誌「ごみ資源化施設建設NEWS」では、
新たな「ごみの資源化施設」に関する情報をみなさまにお届けします。

本事業に関する情報は [町田市 ごみ焼却施設等 現場ホームページ](#)

あなたから
はじまる、
40%
ごみ減量



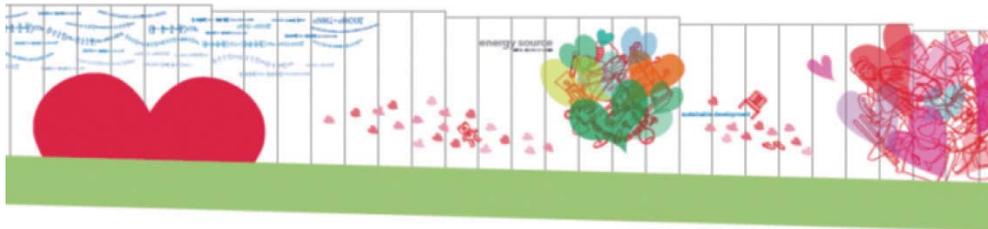
Vol.24

発行日：2018年00年月0日
発行：町田市環境資源部
問合せ：循環型施設整備課
住所：町田市森野2-22-22
電話：042-724-4384

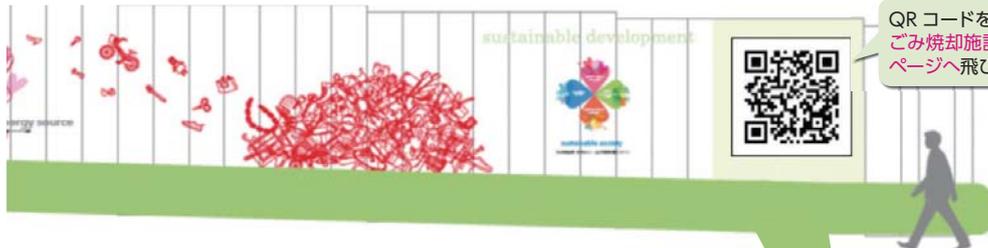
〈新しいごみ焼却施設等建設工事情報〉

町田リサイクル文化センター敷地内にあるごみ焼却施設は、運転開始から36年が経過し、老朽化が進み多くの修繕費がかかっています。町田市では、将来にわたり安定したごみ処理を行うため、新しいごみ焼却施設等（ごみ焼却施設、バイオガス化施設、不燃粗大ごみ処理施設）を町田リサイクル文化センター敷地内に建設します。この新しい施設は、2022年1月の稼働を予定しています。また、既存ごみ焼却施設は、新しい施設の稼働後に停止し、解体工事を始めます。

建設現場の仮囲いをキャンパスに見立て『仮囲いアート』を実施します！



コンセプトはハード(施設)とハート(心)をつなぐ！



QRコードを読むと町田市
ごみ焼却施設等 現場ホーム
ページへ飛びます！



学生作業の様子

仮囲いアートとは

工事現場の鋼板製の白い仮囲いをキャンパスに見立て、イラストアートを描くことで、無機質な印象の工事現場を華やかに彩ります。



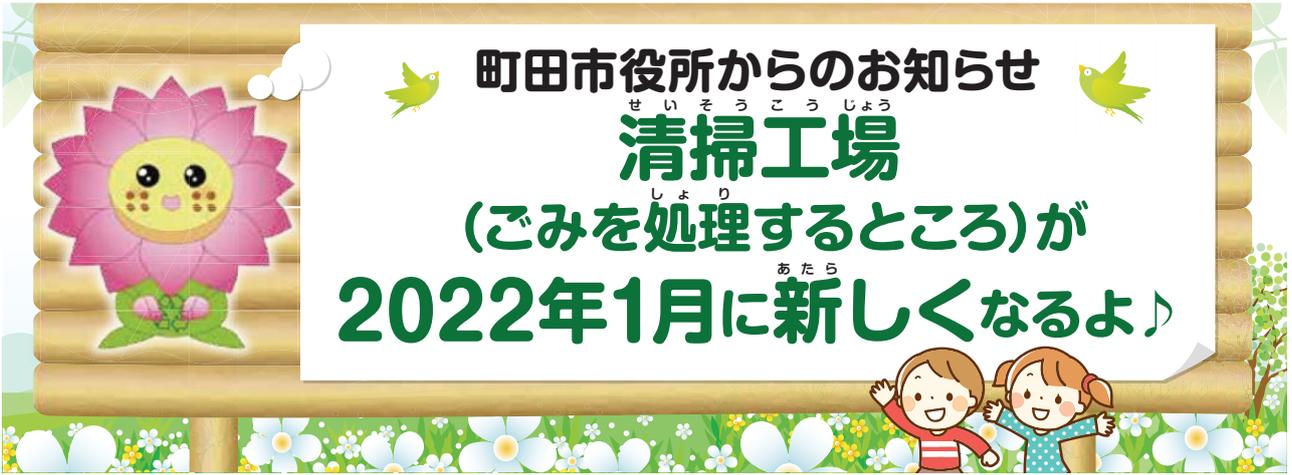
町田市エコキャラクター：ハスのん

桜吹雪をイメージしたハートには
園師小学校の児童さん達の夢がいっぱ
いだのん!! 仮囲いアートのコンセプ
ト・デザインは玉川大学芸術学部の
学生さん達が考えてくれたのん♪

工事に関するお問い合わせはこちら！

町田市 環境資源部 循環型施設整備課
TEL：042-724-4384

※土日・祝はこちら TEL：042-722-3111



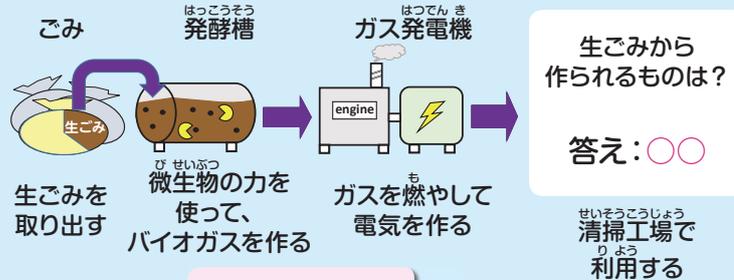
町田市は、今の清掃工場（町田リサイクル文化センター）が古くなったので、2017年7月から新しい清掃工場を建てているよ。



この工場のすごいところ!

- ・生ゴミから電気を作るよ!
- ・微生物の力を使って電気を作るんだ。
- ・一般家庭約1,000軒分の電気ができるよ。

バイオガス発電の仕組み



生ゴミから電気ができるよ

あなたからはじまる、**40%ごみ減量**



ハスののん
町田市エコキャラクター:
ハスのん

発行者
町田市環境資源部（まちだしかんきょうしげんぶ）
循環型施設整備課（じゅんかんがたしせつせいびか）

「新しいごみ焼却施設等建設工事」 に関する 工事説明会のお知らせ

—町田市熱回収施設等(仮称)整備運営事業—

日頃から町田市の環境事業にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

2018年8月中旬から、新しいごみ焼却施設等の建設工事（熱回収施設等の工事）を始めます。つきましては、周辺地域の皆さまを対象に、建設工事に関する説明会を開催しますので、ご出席くださいますようお願いいたします。



1. 日時・場所

日付	時間	場所
6月29日(金)	14時30分～16時	忠生市民センター(ホール)
6月30日(土)	14時30分～16時	小山田小学校(体育館)
6月30日(土)	18時～19時30分	小山田南小学校(体育館)
7月 8日(日)	14時30分～16時	関師小学校(体育館)

2. 説明内容

- (1) 建物の規模と工事の期間等について
- (2) 現在の進捗状況と今後の予定について
- (3) 工事の手法と安全対策について

※各回とも内容は同じになります。

ご来場のお申し込みは
不要です。

3. ご来場に関するお願いと注意事項

- ・徒歩や自転車、バスにて直接会場にお越しください。
(各小学校の駐車場は、お身体の不自由な方等の駐車場として使用予定です。)
- ・各会場の人数による制限はございません。
- ・要約筆記、手話通訳をご希望の方は、6月1日までにメール又はFAXにて、下記の連絡先までお問い合わせください。

お問い合わせ先

町田市 環境資源部 循環型施設整備課
TEL : 042-724-4384 FAX : 050-3160-5479
mail : mcity2910@city.machida.tokyo.jp



4月申請しめきり 4月27日 (郵送は4月30日)

保護者さまへ

しょうがくせいよう
小学生用

2018年度 就学援助制度のお知らせ

町田市教育委員会

小学校での授業や行事に必要なお金(教材費・給食費・移動教室費)や、小学校や中学校へ入学するための入学準備金の援助をご存じですか。

就学援助制度は、学校への支払いが難しい家庭を援助する制度です。

前年の所得状況(もらった給料などの額)をもとに認定を行います。

就学援助を希望する方は、申請書で申し込んでください。認定者に「3.援助の内容」を援助します。

1. 援助の対象となる方

①生活保護を受けている方

②生計を共にしている家族全員の所得の合計額が、生活保護基準の1.1倍(下の表)未満の方

生計を共にしている 家族の人数	家賃の支払いなし・持家	家賃の支払いあり・賃貸
2人	159～179万円	243～263万円
3人	196～250万円	280～334万円
4人	220～306万円	304～390万円

●生活保護基準は家族の人数・年齢によって変わります。そのため金額に幅があります。

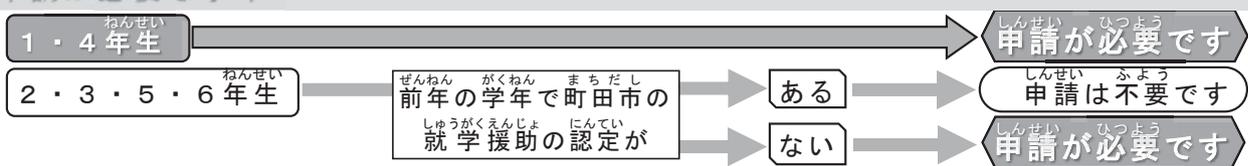
金額は申請の目安と考えてください。事前に計算はできません。

●会社員の方は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」と比べてください。

●自営業の方は「総収入額から必要経費を引いた金額」と比べてください。

●土地や建物、株式を売った場合は「売った金額」です。その時の赤字(前年からの含む)は、差し引きません。

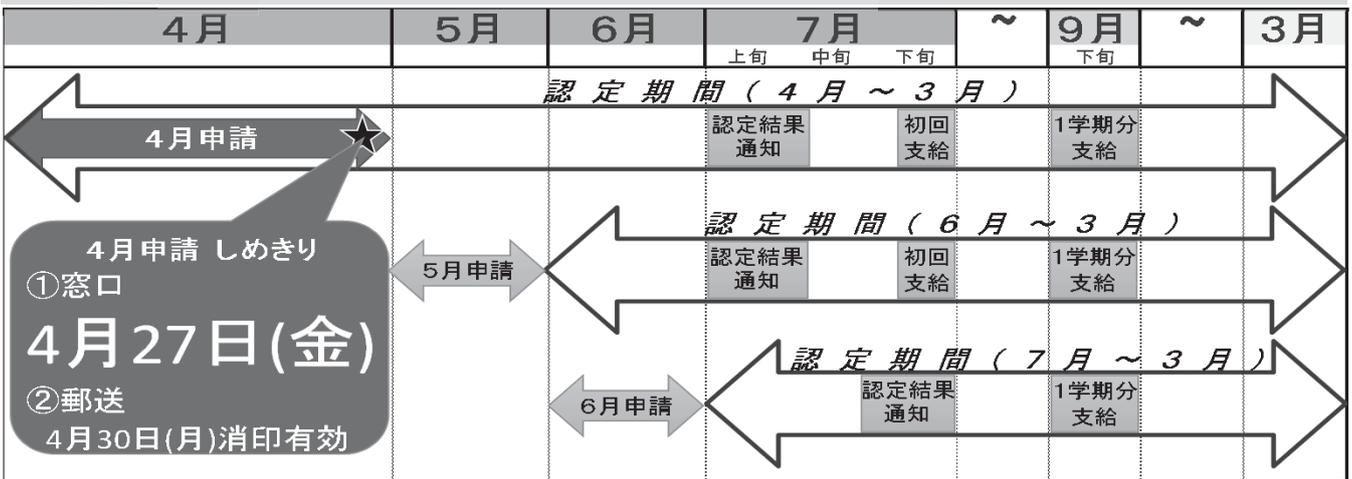
2. 申請が必要な学年



3. 援助の内容 (支給条件は認定した保護者へ別に知らせます)

援助内容	1年生	2～5年生	6年生
学用品通学用品費 (学校の教材費など)	月額955円	月額1,140円	
入学準備金 (ランドセル代・制服代など)	40,600円 (4月申請のみ、 支給条件あり)		47,400円 (支給条件あり)
給食費 (学校給食の食材費)	保護者が負担した額 (支給条件あり)		
校外活動費 (遠足・社会科見学など 宿泊がない学校行事)			
移動教室費 (宿泊がある学校行事)			
通学費 (バス代)			
医療費 (虫歯、結膜炎、とびひ、中耳炎、 慢性副鼻腔炎、トラコーマ、白癬、疥癬、 アデノイド、寄生虫病の10種類のみ)	医療券の発行または保護者が負担した額		

4. 申請の受付 (申請時期により支給額、支給時期が異なります)



4月申請 しめきり
①窓口
4月27日(金)
②郵送
4月30日(月)消印有効

★4月分から支給を受けるためには、4月中に申請する必要があります。

- 2019年2月末まで、いつでも申請を受付します。
- 町田市外に住んでいる方は、住民登録がある区市町村の教育委員会へも申請が必要です。
詳しいことは、住民登録がある区市町村の教育委員会に聞いてください。
- 町田市に住んでいて、私立等の小・中学校に通っている方は、私立用のお知らせを見てください。

5. 申請書の提出先 (次のどちらかに出してください)

- ① 窓口で提出
町田市立の小学校 (担任の先生か事務室職員) または
町田市教育委員会学務課 (町田市役所 市庁舎10階 窓口1002)
- ② 郵送で提出
町田市教育委員会学務課 (〒194-8520 町田市森野2-2-22)

6. 申請に必要な書類 (詳しくは、記入例を見てください)

- ① 就学援助費・奨励費 認定申請書 (お子さん1人に、申請書が一枚必要です)
- ② 所得を証明する書類

7. 支給スケジュール (4月申請の場合)

4月	7月	9月	1月	3月	4月
	下旬	下旬	下旬	上旬 下旬	下旬
	初回支給	1学期分支給	2学期分支給	3学期分支給	(3学期分支給)
	・学用品 通学用品費 (4・5・6月分) ・小学校 入学準備金 (4月申請の1年生のみ)	・学用品 通学用品費 (7・8・9月分) ・給食費 ・校外活動費 ・通学費	・学用品 通学用品費 (10・11・12月分) ・給食費 ・校外活動費 ・通学費	・中学校 入学準備金 (6年生のみ) ・学用品 通学用品費 (1・2・3月分) ・給食費 ・校外活動費 ・通学費	・校外活動費 ・通学費
医療費(認定後に保護者の方から手続きが必要です。診療前は学校、診療後は学務課へお電話ください。)					
※移動教室費(宿泊がある学校行事)は、実施から3か月後を目安に支給しています。					

【制度に関する一般的なご案内】
町田市役所「お問い合わせ窓口」
TEL:042-722-3111(年中無休 7~19時)
【個別のご相談】
町田市教育委員会学務課
町田市庁舎 10階窓口 1002
平日 8時30分~17時(年末年始を除く)
TEL:042-724-2176 FAX:050-3161-7996

**【町田市ホームページ
(まちだ子育てサイト)】**
町田市 就学援助

**【町田市学校教育情報
メール配信サービス】**
右記のQRコードまたは町田市ホームページから登録できます。ぜひご利用ください。



で 検索

※この裏面に申請書があります。この記入例に合わせて記入してください。

記入例



町田市教育委員会教育長 様

申請年月日	2018 年 4 月 11 日
住所	〒000-0000 町田市 森野2-2-22
電話番号	042 (000) 0000
申請者名 (保護者)	町田 森男

(1) お子さん1人に、申請書が一枚必要です。

(2) 申請のときに、生計を共にしている家族全員を書いてください。別居する家族も含まれます。

(3) 2018年1月1日に町田市外の方は、所得を証明する書類を出してください。

(4) 住宅の形態について、答えてください。家賃の支払いがない場合は持家です。

(5) 申請理由について、チェックしてください。※複数回答可

記入のとおり、相違ありませんので申請します。
就学援助費又は奨励費の認定事務に係る市・都民税、収入金額、所得金額について、税務資料により確認することに同意します。生活保護について、福祉事務所で確認することに同意します。

また、認定された場合は、下記振込口座に振り込んでください。なお、学校に納入すべき費目に未納がある場合は、当該費目の支給に関する請求、受領、支払及び返還に対する一切についての権限を校長に委任します。

児童生徒名 (1) 町田 町男	児童生徒からみた続柄 続柄	生年月日 23. 7. 8	学校名 中町 小・中学校
氏名 (2) 町田 森男	父	生年月日 46. 5. 4	2018年1月1日の住民登録地 町田市 町田市外
町田 ときわ	母	47. 2. 9	町田市 町田市外
町田 図師男	兄	10. 4. 2	町田市 町田市外
町田 つくし	姉	17. 5. 7	町田市 町田市外
住宅の形態: どちらかに○ (4) 家賃の支払いなし・持家		家賃の支払いあり・賃貸	
申請理由 (5)	<input type="checkbox"/> 収入が低く、学校に通うことが難しい。 <input checked="" type="checkbox"/> 支援学級(固定制)に通っている。 <input type="checkbox"/> 生活保護を受けている。(年 月 日から) <input type="checkbox"/> 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条の規定による支援給付受給者である。(年 月 日から) <input type="checkbox"/> その他()		
振込先 金融機関 口座番号 フリガナ 口座氏名	(6) 支払金銀行等振込依頼書 振込先 銀行・信用金庫 AAA 支店 金融機関 Ox 銀行・信用金庫 口座番号 総合・普通 2 当座 1 2 3 4 5 6 7 フリガナ マチダ トキワ 口座氏名 町田 ときわ		

(6) 保護者名義の口座を指定してください。兄弟姉妹でも、指定できる口座は1口座です。※別々の口座の場合、受付日が新しい方を登録します。※ゆうちょ銀行を指定する場合は、振込用店名(漢数字3桁)・預金種別・口座番号が必要です。キャッシュカードに書かれている「記号番号」ではありません。

所得を証明する書類について

2018年1月1日に町田市に住民登録がある方	2017年1月から2017年12月までの所得を証明する書類
ない方	所得を証明する書類は必要ありません。(ただし、税の申告をしていない方は申告が必要です)
※①～③のどれかを提出してください。	①平成29年分給与所得の源泉徴収票のコピー(給与所得だけの方) ②平成29年分の所得税の確定申告書のコピー ③平成30年度住民税申告書のコピー

所得金額・扶養親族の名前が分かるもの

※6月からは、①～③の他に「平成30年度住民税課税(非課税)証明書」も提出できます。2018年1月1日に住民登録がある区市町村で発行できます。



町田市教育委員会教育長 様

しんせいねんがつび 申請年月日	年 月 日
じゅうしょ 住所	〒 -
でんわばんごう 電話番号	()
しんせいしやめい 申請者名 ほごしや (保護者)	

きにゆう そうい しんせい
記入のとおり、相違ありませんので申請します。

しゅうがくえんじょひまた しょうれいひ にんていじむ かか し とみんぜい しゅうにゆうきんがく しょとくきんがく ぜいむしりょう かくにん
就学援助費又は奨励費の認定事務に係る市・都民税、収入金額、所得金額について、税務資料により確認するこ
とに同意します。生活保護について、福祉事務所で確認することに同意します。

また、認定された場合は、下記振込口座に振り込んでください。なお、学校に納入すべき費目に未納がある場合
は、当該費目の支給に関する請求、受領、支払及び返還に対する一切についての権限を校長に委任します。

じどう 児童 せいとめい 生徒名	フリガナ	児童生徒 からみた 続柄	せいねんがつび 生年月日	がっこうめい 学校名	しょう ちゅう がっこう 小・中 学校
せいけい とも かぞく 生計を共にしている家族			H . .	がっこうめい 通っている小・中学校名	年 組
氏名			T S H	小・中 学校	2018年1月1日のじゅうみんとうろくち ↓ □要: 所得証明書類
			T S H	小・中 学校	↓ □要: 所得証明書類
			T S H	小・中 学校	↓ □要: 所得証明書類
			T S H	小・中 学校	↓ □要: 所得証明書類
			T S H	小・中 学校	↓ □要: 所得証明書類
			T S H	小・中 学校	↓ □要: 所得証明書類

じゅうたく けいたい
住宅の形態: どちらかに○

やちん しほら もちいえ
家賃の支払いなし・持家

やちん しほら ちんたい
家賃の支払いあり・賃貸

申し
請い
理り
由ゆ

収入が低く、学校に通うことが難しい。

特別支援学級（固定制）に通っている。

生活保護を受けている。（ 年 月 日から）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の
自立の支援に関する法律第14条の規定による支援給付受給者である。（ 年 月 日から）

その他（ ）

支 払 金 銀 行 等 振 込 依 頼 書

振 込 先	銀行・信用金庫	支店
金 融 機 関	農協・信用組合	(支店番号)
口座番号	1 総合・普通	
	2 当座	
	3 貯蓄	
フリガナ		
口座氏名		

※ 教育委員会記入欄

入 力	確 認
/	

P. 4

人気作家を
生み出した編集者

谷田昌平展

（司馬遼太郎、安部公房、大江健三郎）



イラストレーション：信濃八太郎



2017
10.14 (土) → 12.17 (日)
町田市民文学館ことばらんど

- 休館日／毎週月曜日、第2木曜日 ● 観覧時間／10:00～17:00
- 観覧料／一般：400円、大学生・65歳以上：200円、高校生以下無料
- ※ただし、10月14日、21日、22日、11月3日、12月17日は無料
- 特別協力／池内輝雄
- 協力／学習院大学史料館、軽井沢高原文庫、県立神奈川近代文学館、思潮社、昭和女子大学図書館、新潮社、世田谷文学館、中野重治文庫記念坂井市立丸岡図書館、日本近代文学館、堀辰雄文学記念館、山崎豊子文化財団、吉村昭記念文学館



卒業論文「堀辰雄論」と堀辰雄が手を入れた筆跡の残る「堀辰雄年譜」



「構想の会」に集まった第三の新人たち
1958年12月6日、銀座「はち巻岡田」にて（撮影：谷田昌平）



愛用した万年筆と「文藝手帳」

人気作家を生み出した編集者 谷田昌平 ～司馬遼太郎、安部公房、大江健三郎～

新 潮社の編集者として、司馬遼太郎や安部公房、大江健三郎ら多くの人々に読み継がれる人気作家の才能を早くに見出し、育てた谷田昌平。

編集者となって間もなくの1958年、35歳の時に町田市玉川学園に居を構え、約30年間をこの地で暮らしました。戦前から交遊があり、病後の療養の地を求めていた遠藤周作に同地を紹介。遠藤の転居のきっかけを作ったのも谷田でした。

本展では、作家との交流がわかる書簡や写真、谷田が校正した作家の直筆原稿、詳細な記録が残る日記などの資料約200点を展示します。これらを通して、作家と二人三脚で作品を紡ぎだす編集者の仕事の全貌と、伝統を重んじながら新しいことに挑戦し続けたその姿勢をご紹介します。

【関連イベント】 イベントの参加には展示会のチケットまたはチケットの半券の提示が必要です

■ 講演会・記念対談

「“第三の新人”の文学の魅力」

日時：11月18日(土) 14:00～15:30

講師：富岡幸一郎(文芸評論家)

定員：80名(申込順)

会場：町田市民文学館2階大会議室

申込：10月3日(火) 12:00から

電話で町田市イベントダイヤル(042-724-5656) または町田市HP「イベシス」から イベントコード 171003D

記念対談 井坂洋子(詩人)×藤井一乃(「現代詩手帖」編集長)

「谷田昌平との日々 詩人・牟礼慶子のことば」

日時：12月2日(土) 14:00～15:30

定員：80名(申込順)

会場：町田市民文学館2階大会議室

申込：11月2日(木) 12:00から

電話で町田市イベントダイヤル(042-724-5656) または町田市HP「イベシス」から イベントコード 171102B

■ 映画上映会(参加費無料)

室生犀星原作「蜜のあわれ」

日時：11月5日(日) 14:00～16:00

出演：二階堂ふみ、大杉漣、真木よう子 ほか

定員：70名(申込順)

会場：町田市民文学館2階大会議室

申込：10月3日(火) 12:00から

電話で町田市イベントダイヤル(042-724-5656) または町田市HP「イベシス」から イベントコード 171003C

遠藤周作原作、マーティン・スコセッシ監督

「沈黙—サイレンス—」

日時：11月25日(土) 13:30～16:30

出演：アンドリュウ・ガーフィールド、窪塚洋介、浅野忠信、イッセー尾形 ほか

定員：180名(申込順)

会場：町田市民フォーラム3階ホール(町田市原町田4-9-8)

申込：11月2日(木) 12:00から

電話で町田市イベントダイヤル(042-724-5656) または町田市HP「イベシス」から イベントコード 171102A

■ 展示解説

申込不要。

直接文学館2階展示室にお越しください。

10月14日(土)、11月14日(火)、

12月5日(火)、12月17日(日)

いずれも14:00～14:45

谷田昌平 (たにだ しょうへい) 1923-2007



新潮社にて 1958年3月

編集者、文芸評論家、堀辰雄研究者。

妻は詩人・牟礼慶子。

兵庫県神戸生まれ。京都大学卒。卒業論文では「堀辰雄論」を執筆。卒業後は高校の教師のかたわら堀研究を続け、新潮社の『堀辰雄全集』編集に携わる。これが縁となり1954年同社に編集者として入社。在職した27年の間に、室生犀星『蜜のあわれ』、山崎豊子『ぼんち』、安部公房『砂の女』、司馬遼太郎『風神の門』、大江健三郎『個人的な体験』、遠藤周作『沈黙』など数々の話題作を手がけた。



町田市民文学館ことばらんど

〒194-0013 東京都町田市原町田4-16-17

TEL 042-739-3420 FAX 042-739-3421

JR横浜線 町田駅 ターミナル口より徒歩8分/小田急線 町田駅 東口より徒歩12分

